

第二百十三回国 参議院 外交防衛委員会 會議録 第三号

令和六年三月十二日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月七日

下野 六太君

補欠選任
山口那津男君

三月十一日

山口那津男君

補欠選任
里見 隆治君

三月十二日

里見 隆治君

補欠選任
下野 六太君

出席者は左のとおり。

委員長

小野田紀美君

理事

佐藤 正久君

若林 洋平君

小西 洋之君

上田 勇君

石井 苗子君

委員

有村 治子君

猪口 邦子君

柘植 芳文君

中曾根弘文君

松川 るい君

三宅 伸吾君

吉川ゆうみ君

福山 哲郎君

水野 素子君

里見 隆治君

下野 六太君

松沢 成文君

國務大臣

外務大臣

上川 陽子君

副大臣

防衛大臣

木原 稔君

事務局長

外務副大臣

辻 清人君

政府参考人

常任委員会専門員

中内 康夫君

内閣官房内閣審議官

外務省大臣官房長

渡部 良一君

外務省大臣官房参事官

外務省総合外交政策局長

林 誠君

外務省北米局長

外務省欧州局長

河邊 賢裕君

外務省中東アフリカ局長

外務省国際協力局長

有馬 裕君

厚生労働省大臣官房審議官

海上保安庁海洋情報部長

中込 正志君

環境省大臣官房審議官

防衛省大臣官房審議官

安藤 俊英君

防衛省大臣官房審議官

防衛省大臣官房審議官

石月 英雄君

防衛省大臣官房審議官

防衛省大臣官房審議官

吉田 易範君

防衛省大臣官房審議官

防衛省大臣官房審議官

藤田 雅之君

防衛省大臣官房審議官

防衛省大臣官房審議官

堀上 勝君

防衛省大臣官房審議官

防衛省大臣官房審議官

青木 健至君

防衛省大臣官房審議官

防衛省大臣官房審議官

今給黎 学君

榛葉賀津也君
山添 拓君
伊波 洋一君
高良 鉄美君

防衛省防衛政策局長 加野 幸司君

防衛省整備計画局長 青柳 肇君

防衛省地方協力局長 大和 太郎君

防衛省地方協力局次長 山野 徹君

防衛省統合幕僚監部総括官 田中 利則君

防衛装備庁装備政策部長 坂本 大祐君

防衛装備庁プロジェクト管理部長 片山 泰介君

防衛装備庁調達事業部長 久澤 洋君

○委員長(小野田紀美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小野田紀美君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(小野田紀美君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤正久君 自民党の佐藤正久です。

まず最初に、米軍のオスブレイの運用停止措置解除について議論したいと思っております。

外務大臣、防衛大臣、このオスブレイを在日米軍の方が使用する、あるいは自衛隊の方で導入すると、これについては、今、榛葉委員も、あるいは福山委員もおられますけれども、それぞれ与野党の理事という立場を超えて、かなりこの委員会でも相当議論を重ねて今があります。

米軍の普天間基地へのオスブレイ配備は民主党政権のときにこれを決定をし、自衛隊のオスブレイについては民主党政権のときに検討を始めて、第二次安倍政権になってから正式決定したと。つまり、与野党を超えてこのオスブレイは非常に関心が高く、運用上も必要性がありますけれども、事故も非常に大きいという懸念があつてずっと議論を重ねてきました。

この二年で少なくとも四件の死亡事故で二十名が死亡していると言われております。その観点からも、この当外交防衛委員会は、政府の対応の適切性、これやっぱりチェックをして、運用上の必要性だけではなく、地元の方々の安全、あるいは自衛隊員、米軍人の安全を確保するという責任があると思っております。

そのため、一点ずつ確認したいと思っておりますので、防衛大臣、枕言葉は要りませんので、この審議を見ている国民にも分かるように簡潔にお答え願いたいと思っております。

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(外交の基本方針に関する件)

(国の防衛の基本方針に関する件)

○委員長(小野田紀美君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、下野六太君が委員を辞任され、その補欠として里見隆治君が選任されました。

○委員長(小野田紀美君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官

渡部良一君外二十一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今回、米軍の発表、防衛省の説明によりますと、事故の原因は人為的なミスではなく、そして機体の設計や構造にも問題はなかった、特定部品の不具合が問題とされています。つまり、人為的なミスではなく、オスプレイの機体の設計とか構造にも問題はなくて、特定の部品の不具合だといふふうに説明をされています。

つまり、であれば、この特定の部品が問題だということになっていきますけれども、この特定の部品の構造とか設計、材質、これは問題なかったという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 一言だけ。

もう防衛省としては、今回の事故が地域の方々に変な不安を与えるものであったということは大変重く受け止めているところでございます。オスプレイは陸上自衛隊が運用する機体でもありませんので、防衛省・自衛隊としても、飛行の安全を確保した上で運用を再開することが不可欠だと、そのように思っております。

その上で、今回の事故を受けた日米間の確認作業の中で、航空機の機能を発揮させるために必要な構成品において、特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因であるとの認識に至りました。防衛省・自衛隊としては、その飛行の安全を確保した上で運用を再開すること、これが不可欠だといふふうに思っております。

今般の事故の原因ははっきりしたわけですが、委員の御指摘の点も含めて、事故の原因については、そういった構造上の問題ということではなくて、様々な各種の安全対策を講じることによってオスプレイの運用を安全に再開することができる、そのように考えております。

○佐藤正久君 大臣は、これから地元で説明する上において、これ非常に実は大事なポイントで、防衛省の説明、米軍の説明だと、この特定の部品に不具合があったために、特定の部品というものについて点検整備等をすれば安全に運航できると言っているんです。

特定の部品が問題だったと、点検整備をすれば

安全に運航できると言っている以上は、特定の部品に、部品の構造とか設計や材質に問題があったら幾ら点検整備をやっても意味がないわけで、この部分は、やっぱり運航再開の上において、特定の部品には問題あったけれども、これは日頃の点検とか整備をすれば大丈夫だといふのであれば、この少なくとも特定部品、これ何かは言えないと聞いていますけれども、この部品の設計とか材質、あるいは構造、部品、問題はなかったと、この部分だけは明らかにしないと、それが問題だと幾ら点検整備やっても意味がありませんから、そこは明確にしたいなと思います。

○国務大臣(木原稔君) まず、特定の部品、まあもともと先ほど申し上げましたけれども、航空機の機能を発揮させるために必要な構成品と、ここまでははっきりと申し上げることができるといふことになりまして。

そして、原因が分かっていたので安全対策あるいは再発防止対策が取れるわけでありましてけれども、各種の安全対策について可能な限り具体的に申し上げると、異常探知システムによる予防的点検や維持整備の頻度を増やすことで、特定の部品の不具合の予兆を早期に把握し速やかに対応することが可能となる、そして事故を予防することにつながる。また、特定の部品により整備記録、特定の部品に関する整備記録をより詳細に確認すること、さらに、安全な飛行のため、予防的措置や緊急時の対応要領を定めたマニュアルがある、特定の部品の不具合による事故を防ぐための手順を整理し、これらをマニュアルに追加すること、加えて、日々の飛行に、日々の飛行の際に事前に作成する運用計画につきましても、特定の部品の不具合による事故を防ぐための手順を整理し、この計画に反映させること。

そういう様々な安全対策を講じることによって、特定された部品の不具合による事故の予防、対処が可能であり、そういったいわゆる構造上の問題とか、その他委員が御指摘のようなそういう

た問題ではないということ、しっかりとこれは説明を受けて、私も納得したという状況でござい

ます。

○佐藤正久君 非常に分かりにくいんですけども、要は、大臣、これ国民からすると、特定の部品が不具合があったので、その点検整備をすれば大丈夫ですといふふうに説明しているんです。ということ、しっかりと点検整備をやらなければ、しっかりと点検整備をやらなければまた事故が起きるかもしれないといふふうにやっぱり住民は思うわけですよ。

しっかりと点検整備をする、しないといけないということ、今四点、五点、いろいろ言われたと思うんですけども、しっかりと点検を整備する前に、不具合部品の構造とか素材に問題があったら幾ら点検整備やっても意味ないんです。その部分はしっかりと明確にしないと、多分、沖縄の方も木更津の方も横田の方も屋久島町の方も、それな

なか、その部分をやったり言わないと、幾ら点検整備を今いろいろ手順やっても、元々の全体のオスプレイの設計、構造には問題ありませんと、設計、素材と、これは理系ならみんな当たり前の話なんで、その部分をどういふふうに説明するか。これが大事なポイントで、点検整備を今までも、今言った四点、五点、丁寧にやりますと、これはそれで説得力あると思います。その前段階として、じゃ、その部品は大丈夫なんですかという部分、これはやっぱり一定程度言わないといけないと思います。もうこれは最後です。

○国務大臣(木原稔君) 先ほど申し上げた、今回の安全対策の措置として講じる異常探知システムによる予防的点検と維持整備の頻度の増加により不具合の予兆を早期に探知すること、これが重要な交換は行うことはあり得ますが、今回その全機は、一斉の部品交換を行う必要はないといふことは、しっかりと分かっております。

○佐藤正久君 この部分を、ロジックは分かりや

すく、人的ミスではありませんと、オスプレイ全体の構造上も問題、設計、問題ありませんと、特定部品についても、それは構造上も素材も問題ありませんと、ただ、いろんな間で不具合が起きたので事故が起きたと、なので、今回、点検整備手順を更に進化をさせることによって、その部品をしっかりと交換すれば安全ですということ、簡単に言わないとやっぱりなかなか不安があるといふように、やっぱりこれは、非常に運用上の必要性は分かります、ただ、安全という部分、この二年間で、少なくとも四件のうちの二十名亡くなっている。隊員の命、これは米軍もそうです、含めて、やっぱりその部分はしっかりと外務省、防衛省連携して、米軍の話なので、しっかりと説明して、日本の防衛あるいはこの日米同盟をしっかりとすることが大事なので、ここは本

当に丁寧に説明しないと、実際、運用が地元の反対できないといふことにもなりかねません。

今、大臣は、少なくとも今、部品をしっかりと交換すれば大丈夫だといふようなことを言われまして、はい、必要な部品を交換。でも、その部品がですね、部品が十分あるかという部分で、やっぱりどうしても、地元住民からすると交換の部品がちゃんとあるんですかというやつ、どうしても疑問が出ます。特に、自衛隊のオスプレイの場合は、日本で造っている機体ではありませ

ん。部品もアメリカから調達しないといけない。この部品について、しっかりと在庫量は確保する努力をします。これ米軍の方にもお願いしてほしいし、自衛隊の方も、今回、特定の部品、これについては一定程度の在庫、これがなければ、点検整備の頻度を上げて見付かったらすぐ交換しないと空飛べませんから。交換をすれば飛べるといふ今説明ですので、そこは在庫についてもしっかりと管理をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 必要があれば部品を交換

するということは、当然在庫があるということ前提の話でございますので、委員の御指摘のように、今回、在庫管理についてもしっかりと、私の方でしっかりと確認をさせていただきたいと思っております。

○佐藤正久君 具体的に一個一個やっぱり住民に説明するのが非常に大事で、もう一つ、やっぱり前から言われているのは、日本の領域を飛ぶ米軍のヘリは、海軍、海兵隊、空軍、三つあります。加えて陸上自衛隊のオスプレイがあるというときに、今、安全点検をいろいろやると言われまして、私も元訓練班長でこういう訓練事故対応やりましたけど、こういう整備については、重大事故のような場合は二重三重のチェックが、部隊の整備記録、点検整備の部分を上級部隊が確認する。だから、オスプレイの輸送航空隊の場合は第一へり団も確認するし、あるいは航空学校も併せて確認して、しっかりとこの漏れがないようにするというのも大事だと思います。

でも、自衛隊はそういうことやると思えますけれども、問題はやっぱり米軍で、三軍ありますから、それどういう形で、今回の特定部品の不具合事項を、それらの三軍をばらばらにチェックするんではなくて、やっぱりそこはどこかがまとめるか、お互いにその情報共有して、漏れが、事故の方に確認をして、それぞれ縦割りやると漏れがどうしてもできる可能性がありますから、やっぱり日本の領域を飛ぶ以上は、こういう事故が二度と起こらないためにも、この三軍の情報共有や、どこかがこの整備についてチェックをするという部分もやっぱり求めるべきだと、それによって住民の安心感も更に高まりますので、この点について米側の方に要求するというのをお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(大和太郎君) 今の点についてですが、V22は、御指摘のとおり、アメリカ空軍、アメリカ海軍、アメリカ海兵隊、そして陸上自衛隊が運用している機体であります。そして、この機

体の安全性であるとか、それから安全性を確保するための整備等のマニュアルの作成というのは、アメリカのある組織が、海軍システムズコマンドというところですけども、そこが統一にやっております。

そして、今回特定された原因と、それからその原因をなるべく早く見付けて、そしてその特定の機器の不具合が探知された場合にはそれが事故につながるようなように、これも操縦の手順ということになりますけど、こういったパッケージは、そのコマンドでまとめて、私たちもそれを非常に詳細にブリーフィングを受けているところ

です。各軍にそれが、各軍それから私たちの陸上自衛隊にもそれが配られて、そしてそれに基いて手続を取っていくと、もちろん、どのくらいの手続に掛かるかというのは、個々の機体にもよりますし、それから各サービス、各軍の運用上の要求にも関わるわけですけども、ただ、とるべき措置というのは中央で管理されているということは申し上げておきたいと思えます。

○佐藤正久君 大臣、多分それ違っていて、今、事故原因について調べてそれを徹底するって、一回はやるんですよ。実際、これから飛行再開した後の整備とか手順は各部隊ごとやるんですよ。再開した後、実際の、しっかりと整備がなされているかと、手順がどうだという部分は、やっぱりアメリカ本土で全部のオスプレイなんか確認できませんから。そこはやっぱり、この日本の領域を飛ぶ以上は、事故原因の究明で上から一回徹底すると思えます。でも、その飛行再開後の細かいやつは、中央は全部なんかできませんから。そこは一定程度、在日米軍の中でしっかりと情報共有するとか、あるいは在日米軍の中でどこかでまとめるとかいうぐらいはやらないと、全部、アメリカ本土の航空コマンドの方で全部やるということとは不可能ですから、実際、細かい運用、一機一機の運用って。

本の領域を飛ぶわけですよ、で、事故が起きたわけです。であれば、その事故原因、点検の整備をやれば飛行が安全だと言う以上は、点検整備について、やっぱり、この日本のいる、米軍の中でもその部分を共有しなければ、やっぱりそこは二重三重のチェックにならないと私は思います。防衛大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 米国防省の窓口は、これは一元化されていて、いわゆるNAVVAIRと言っていますが、そこは私もやはり取りをしている中で、NAVVAIRからは、日本の私も防衛省・自衛隊、そしてそれぞれ三軍に対して、今回の事故原因と今後の安全対策というのを各それぞれに指示を出しているわけです。そして、それぞれそれを受けた自衛隊と三軍は、日米各部隊のその任務あるいは運用上の所要、各種安全対策の実施状況により、それぞれ委員おっしゃるような異なった対応になるというふうに認識をしております。

少なくとも、防衛省・自衛隊についてはしっかりと対応いたしますが、在日米軍のオスプレイについても、そういった意味でいうと、これはまた、我々、私もはそれぞれまたコミュニケーションを図っておりますので、そういった中で、今委員御指摘の点も含めて、ここは様々な取組を今後検討していきたいと思っております。

○佐藤正久君 これは、日本の領域でやっぱり実際こういう死亡事故が起きたということは極めてこれは重たい話なので、そこはしっかりと対応していただきたいと、二重三重のチェックも、日本の中で飛ぶのであれば担保をするというやっぱり安心感、安全意识、安全策を徹底していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

次は、昨年七月に発見された中国の尖閣周辺におけるブイの問題です。

上川外務大臣は、これまで何度も、この当該ブイについては、ブイを放置しているという現状を深刻に受け止めて、ブイの撤去や移動等、可能な

つ有効な対応につき適切に実施してまいりたいと考えているというふうに述べられております。

可能かつ有効な対応につき撤去や移動等について適切に実施してまいりたいということなんですけれども、今現時点において、もう撤去とか移動というのは完了したんでしょうか、それともまだ放置されたままなんですか。現状についてお聞かせ願いたいと思えます。

○国務大臣(上川陽子君) この当該ブイについてでございますが、これまで現場海域におきまして必要な警戒監視及び状況の把握を行うとともに、様々な角度からの調査そして分析、これを重ねている状況でございます。

その上で今どういう状況なのかということでございますが、状況につきましては、今、その当時の状況と変わっている状況ではございません。

○佐藤正久君 じゃ、記者会見では、一応これからは撤去や移動等について可能かつ有効な対応を実施してまいりたいと。だけど、まだそれは終わっていないと、現状は去年の七月に発見されて以降、八か月間、現在もまだブイが当該地にあるということでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) もちろん、この当該ブイでございますが、設置以降、これは一方面的な現状変更の試みとして全く受け入れることができないということですが、日本側から直ちに抗議をいたしたところでございます。その点につきましては、この間、十一月、昨年でございますが、日中の首脳会談で岸田総理から、また日中の外相会談におきましては私から王毅部長に対して、直接、ブイの撤去、即時撤去を求めたことを含めまして、あらゆる機会を捉えて、中国側に対しブイの即時撤去、これを強く求めてまいりました。

その上で、我が国といたしましては、当該ブイを中国側が放置をしている状況ということについて深刻に受け止めている状況でございます。そして、その上で、今委員御指摘のとおり、ブイの撤去や移動、また我が国におけるブイの設置を含み

ます様々な対応につきまして、関係国が有する権利も踏まえまして、我が国の国内法令、また当該プイが船舶交通や我が国漁業活動へ与える影響等も踏まえまして、現在も関係省庁間で連携し、検討を進めているところでございます。可能かつ有効な対応につきまして適切に実施をしてまいりたいと考えております。

○佐藤正久君 つまり、実施してまいりたいと言ってまだ実施していないということで、中国が放置しているというふうに述べられましたけど、やっぱり、この委員会でも予算委員会でも議論になりましたけれども、日本の方も放置しているというふうにやっぱり指摘も実際ありました。中国が放置しているだけで、日本の方も対応していない、放置しているんだと、これは早くやるべきじゃないかという議論はこの委員会でも予算委員会でもありました。

大臣、これは最終的には決める問題だと思えます。決める問題で、要は、排他的経済水域に日本の了解もなくそういうプイを置いたということについては国際法違反なので、日本の政策判断でこれできると。つまり、当然、無害という部分については議論があるかもしれませんが、今回は、今回は明確に日本の了解を得ていないと。

フィリピンは、この領海にある中国が設置したプイ、これは中国側が自分の領海だと言っているけど、フィリピン側は自分の領海だ、意見が違うところのプイを撤去しました。今回も、中国側はまだ境界が決まっていないからこれは日本のEEZ内ではないと言いかもしれません。でも、日本は明確にこれは日本のEEZの中だと言っている。見解が違う中でもどうするかというこれは決める問題で、フィリピンは、これは主張が違っても取りました。

アメリカのスパイ気球、あの気球の例を見ると分かりますように、アメリカの上空を通過をした。その後、その後ですね、気球については、アメリカの領空の外に出た後、撃ち落としているんですよ。要は、これも政策判断、決める問題で、

領空侵犯では、されたという段階ではなくて、領海、領空の外に出た後に撃ち落としているんですよ、スパイ気球を。

同じように、今回の主張が違うという部分ではやっぱり決める問題なので、これはもういいかげん、何度申し入れても動かないのであれば、日本の決める問題としてこれやらないと、日本の利益、これを損するということにもつながると思えます。

上川大臣、思いは同じだと思えますけれども、このやっぱりずっと日本の排他的経済水域のところにはプイが八か月以上も放置されていると、これはどう考えても日本の利益という部分に関して損をしているというふうに思いますが、外務大臣のお考え、これをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) 国際的な枠組みの中におきましては、この当該海域でございますが、日中間の海洋境界、これが未画定であるという領域でございます。したがって、日中双方が、これはまさに国連の海洋法条約の第七十四条三に從いまして、最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う等の義務があるという状況でございます。

この点に関しましては、中国が中間線の東側の海域、これに一方的に気象観測機器と見られるものを搭載したプイ、これを設置したことにつきまして、この海域におきましての海洋調査活動の相互事前通報、この枠組みの存在を踏まえて考えてみますと、まさに境界未画定海域における関係国の義務との関係で問題のある行動というふうに考えているところでございます。

そのような義務に反する形でプイを設置したことに對しまして、関係国、当事国である関係国がどこまで物理的な措置をとることができるか、このことについて国際法上どこまで許容されるかというところにつきまして、実は国連海洋法上には明確な規定がございませんし、国家実行の蓄積も見られないという状況でございます。そうした基準が不明確な中におきましては、政策的な観点

等も踏まえました総合的な判断、まさにそうしたことが必要とされるというふうな認識をしているところでございます。

まさに、今省庁間で検討を進めているところでございまして、可能かつ有効な対応につきまして適切に実施してまいりたいと考えております。

○佐藤正久君 明確に利益との関係で言及なかつたんですけども、これ、ルールがどうのこうのというだけではなくて、日本の主権や利益という部分に照らして判断をするということも私は大事だと思えます。

アメリカがなぜ領空の外で落としかつと、スパイ気球を落としかつと。やっぱり情報を捉えたということもあるでしょうが、無害ではないということも落としたわけですよ。でも、それは領空の中だつたら分かりますよ、外でも落としてアメリカ批判されていないんですよ。実は、カナダも落としたけど落とせなかつたとありますけども、でも落とそうとしたんですよ。

だから、みんな、ところが政策判断として、国際法上いろいろ言われるかもしれませんが、領空の外で落としかつたわけですから。公海上で落としかつても、誰も批判していませんから。ここは利益に照らしてこれはやるべきだ、もう八か月ずっと検討、検討、検討では、これはよくないと思えます。もうそろそろ決める段階だというふうに思えますので、是非お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。
配付資料、これを御覧いただきたいと思えます。実は、これが、I I S Sの資料から取ってきたものでありますけども、イエメンのフシ派、国軍ではありません。フシ派といえども、このように対艦弾道ミサイルで、巡航ミサイルを持っていて、アデン湾やジブチの拠点も全て射程圏内に入れておられると。
三月六日に初めて、紅海ではなくてアデン湾、海上自衛隊が行っているアデン湾で、商船に対し

てこの対艦弾道ミサイルが命中して死者が発生をしました。この商船に対するフシ派の攻撃、これについての防衛大臣の受け止め、これをお聞かせ願いたいと思えます。

○国務大臣(木原稔君) 受け止めということでございまして。
三月六日の、委員お話しいただいたとおり、バルバドス船籍の民間船舶、トウルル・コンフィデンスがアデン湾を航行中にホーシー派による攻撃を受けて死傷者が発生をいたしました。今般の攻撃の犠牲者の御遺族に対しては心から哀悼の意を表すとともに、負傷者の一刻も早い回復を祈念いたします。

我が国としましては、そのホーシー派が紅海を始めたとするアラビヤ半島周辺海域における航行の権利、自由を妨害し続けていること、これ断固非難をいたします。その上で、引き続き、諸外国の部隊を含む国際社会と緊密に連携しながら、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を適切に実施し、ひいては紅海を含む周辺海域の安定化に貢献する必要がありますというふうな考えをいたします。

このような中で、昨今の情勢、これをしていかりと受け止め、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動に従事する海上自衛隊の護衛艦は、ドローンや巡航ミサイルに對応できる装備を搭載するとともに、より効果的にドローン等にも對応できるように搭載機材の追加等を行い、部隊の安全性を高めているところでございます。また、弾道ミサイルの對應に当たつても、情報共有を含めて関係各国とも緊密に連携し、的確に緊急時の行動を取ることを徹底することとしております。

○佐藤正久君 今回、アデン湾で対艦弾道ミサイルが商船に当たつたと、これ深刻に防衛大臣も認識していると思えます。

実は、今説明あつたように、一部の巡航ミサイルやドローンに對する對策、對抗策は、この派遣護衛艦、今は「あけぼの」、次は「ささなみ」は一定程度あると思えますけども、対艦弾道ミサイルについては對応能力ないんです。弾道ミサイルがア

デン湾で商船に命中したと、これ三月六日、もうここまで来ている。

ジブチのこの拠点、大臣も行かれたと思いますけども、ここには米軍もいてフランス軍もいると。航空基地です。日本も国内では航空基地においては防空機能が必要です。なので、恐らく一定程度は持っているでしょう。だから、ジブチの拠点というのは、この前閣議決定で、海賊対処の拠点だけではなく、人道支援やあるいは邦人保護の拠点になると、強化をすると閣議決定をされました。

だけど、この派遣自衛隊については防空機能がありません。元々目的が違いますから。でも、こういう状況であれば、やはりアメリカ軍やフランス軍のように、やっぱり一定程度の対空兵器、これは防衛用で持つていくべき、必要だと思えますし、今回の新たな防衛力の抜本強化においても、海上自衛隊の護衛艦の対艦弾道ミサイルの対応については非常に議論が詰まっていけない、今回計画にもそれは十分反映されていないというのが状況です。

イージス艦は一応全体の艦隊防空をする、イージス艦は対艦弾道ミサイル、この対応能力はあると思えますけれども、イージス艦以外はないんです。フーシ派がこれだけあるのに、中国軍とかはもって持っていますから、対艦弾道ミサイル。という中において、イージス艦だけに全部の船の対艦弾道ミサイルという部分を対応していいの、これは非常に疑問があります。

やはりこういう状況を考えると、自衛隊のジブチに対する防空防護、まさに、ドローン対応の能力も無い巡航ミサイルとかもない。拠点にするならそれなりの、日本の基地と同じように一定程度の防空機能が必要だし、海上自衛隊の船についても、やっぱり時代が変わりました、ロシアのウクライナ侵略によって、一週間で一千発の、いや二千発のミサイルが飛び交うという状況です。であれば、やはり、この南西諸島防衛あるいは邦人保護を考える上でも、やっぱりこれからの海上自

衛隊の護衛艦に一定程度のやっぱりこの防空能力、ドローンやミサイル能力というのをやっぱり強化しないと、これは、実際それを運用する側、非常に問題だと思えますので、その辺りの体制整備についてのお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○**国務大臣(木原稔君)** まず、ジブチの拠点についてでありますけれども、引き続き、治安の情勢の見極めを含めて、あとは米軍、フランス軍、諸外国の部隊と連携を行いながら、彼らがジブチに展開しているそういった防空体制を研究し、あとはジブチ国とのやっぱり関係もあると思えます、様々なやり取りも必要だと思えますので、ドローン対応を含めて、ジブチの拠点の安全確保のためには、その必要な措置については不断に検討しなきゃいけないという、そういう私は認識を持ってるところです。

それから、近年、その弾道ミサイルや巡航ミサイル等の能力向上に加えて、対艦弾道ミサイルやまた無人機等の出現、近年非常にこれが急速に進展しておりますが、空からの脅威は多様化、複雑化して高度化しておりますので、このような厳しい安全環境においては、海上自衛隊の艦艇が任務を全うするため、様々な空からの脅威に備える必要、これが急速に高まってまいりました。

こういった状況を踏まえて、防衛力整備計画に基づき、護衛艦の防空能力を向上させ、防衛力の抜本的強化を図ることとしております。具体的には、対艦ミサイルに対しては護衛艦に艦対空ミサイルを搭載することとしているほか、小型無人機に対しては引き続き対処器材を搭載していく考えであります。

そもそも高い防空能力を有するイージス艦は、これは現在の八隻体制から十隻に数を増やすという計画とともに、イージスシステム搭載艦も二隻を整備するということとしております。

それから、護衛艦でも対艦弾道ミサイルに対処できるようにという、そういう御指摘については、イージス艦が高い防空能力によってミサイル

防衛及び艦隊防空を担う艦艇であります。これらのイージス艦の増勢、あるいはイージスシステム搭載艦の整備等、そして統合防空ミサイル防衛能力の下でのミサイル防衛システムと反撃能力、そういったものを様々な組み合わせでミサイル攻撃そのものを抑止していくことで、海自艦艇に対するものも含めて、我が国への経空脅威に対する備えを強化していく考えであります。

○**佐藤正久君** 紅海に派遣している欧州の艦艇も対艦弾道ミサイル、イージス艦じゃなくても対応するという部分を今考えていますので、是非お願いしたいと思えます。

最後に、外務大臣に、OSA、これで使って警備艇をフィジー等に出すと決まっていますけど、そのときに、その渡した後の能力構築支援をやっぱり自衛隊の方と連携してお願いしたい。これは要望だけにとどめますけれども、OSAの場合には技協、技術協力できますけれども、OSAは技協が使えませんので、そこは海上自衛隊と連携してお願いしたいと、最後に要望だけして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○**福山哲郎君** お世話になります。立憲民主党の福山でございます。よろしくお願ひ申し上げます。まず、今、佐藤委員から重要な御指摘が幾つかありましたことについては敬意を表したいと思えます。

それから、冒頭ですけれども、昨日、東日本大震災から十三年目を迎えました。まず、お亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげたいと思えますし、避難を余儀なくされた方々、被災をされた方々に本当に改めてお見舞い申し上げたいと思えます。また、原発事故の現場で廃炉作業などに従事されている皆様に敬意を表したいと思えます。

そして、その東日本大震災の際に復興構想会議の議長として「復興への提言、悲愴のなかの希望」をおまとめたいただきました、防衛省も大変御縁の

深い、防衛大学の校長をされておられた五百旗頭真先生がお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈り申し上げたいと思えます。私は名著だと思っておりますが、「米国の日本占領政策」では言い尽くせるものではないですし、常に自らを歴史家と称して国際政治と日本の現状を俯瞰して見られたその視座にどれほど我がが学んだか計り知れません。極めて寂しく思います。何ともこの十三年目の直前にお亡くなりになられたということも含めて、五百旗頭先生の御功績に心から敬意と感謝を申し上げます。

また、蛇足ではございますが、この国会は残念ながら裏金が大きなテーマとなっております。通常国会の初めに当たってこの外交防衛委員会の委員長や理事が辞任をせざるを得なくなったことについては、誠に遺憾に思う次第でございます。私も長く外交防衛委員会に所属しておりますが、このようなことは全く初めてでございます。申し訳ありませんが、自民党、与党に強く抗議をするものでございます。政倫審に申立てを受けた全員が出席をせしめられることも求めています。と、求めたいと思えますので、是非、さつさと出とすつきりしてちゃんと政策議論したいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

パレスチナ問題からやろうと思いましたが、佐藤先生が非常に極めて重要な御指摘をされたので、ちよつとオスブレイの問題から始めたいと思えます。

特定の部品で、機能を発揮させるための構成部品で、それが不具合な状況だったというふうな大臣が言われました。

ただ、実は、皆さん御案内だと思いますけれども、オスブレイは本当に事故が多い。一九八九年に初飛行しましたが、九一年と九二年に墜落事故が発生しています。実は、初飛行からもう二年で事故が起こっています。二〇〇〇年には乗組員十九人が犠牲になりました。昨今も、二〇二二年、ノ

ルウェーで四人、カリフォルニアで五人、そして昨年です。問題の昨年ですが、オーストラリアでも三人の死亡事故が起っています。そして、昨年、屋久島の八人の死亡事故になっています。

実は、二〇二二年に、事故が多かったことも含めて、海兵隊も四百ページ以上の報告書を公表して、部品を交換することで九九%以上リスクを低減したと発表しているんです。

先ほどの佐藤委員と防衛大臣のやり取りを聞いてみると、部品を何回も調整をして、整備をして、点検をして、替えることによってリスクは軽減されることを合理的に判断したと聞き及んだというふうに防衛大臣は言われたように私は聞こえませんが、実はこれ同じことの繰り返し、それも僅か一年半前です。そして、これに対して海兵隊の遺族が、海兵隊は報告書で九九%という数字を唐突に引用したけれども、それが本当に確かなのかと、根拠を示さないままに安全性を強調するやり方に海兵隊のまさに遺族が批判をしています。先ほどの佐藤委員と防衛大臣のやり取りを聞いてみると、またそろそろ同じことを繰り返すのではないかと不安がよぎります。

防衛大臣、まずは、部品の名前を言えないのはなぜですか。部品の不具合は明らかになつたけれども原因が特定できないことに対してアメリカは何と言っているのか、お答えください。

○国務大臣(木原稔君) 冒頭、済みません、少しだけ。

五百旗頭真先生につきましては、元防衛大学学校の校長を歴任され、その後、私の地元熊本県立大学の理事長も就任されて、その間、様々な御指導をいただいたところでございますので、私からも心から御冥福の意を表します。

そして、今、福山委員が言われたオスプレイのこれまでの事故、ハード・クラッチ・エンゲージメントについての事故の件だというふうに理解しましたが、今回の事故の原因はそれではないというところは公表しているところであり、そして、今回の航空機の機能を発揮させるため

に必要な構成品において、特定の部品の不具合が発生したということにつきまして、この点、説明を、米側から私は説明を受けておりますが、そして、説明を受けて、そして原因が特定されたので安全対策が講じられるようになったということでございますが、その米側からの事故状況の説明、そして原因、安全対策等について、これ、米側は当然、事故調査委員会というのを、今もう既にここで調査をしているわけです。

そして、その調査というのは、事故原因、当然事故原因は当たり前ですが、そしてその後の安全対策だけではなくて、訴訟や懲戒処分、言わばその国防省がメーカーに対して訴訟をする、あるいは、今回の事故原因というのは、今回の事故原因の部品の不具合で発生したクラスA事故というのは実は初めてなんですけれども、では、その初めての事故に対してオペレーションするその運用員、あるいはそのマニュアルを作る、あるいはその整備、そういった者に対しての懲戒処分が必要なのかどうかとか、これは一般論としてでありまして、そういった様々なことが事故調査委員会の最終的な報告書にこれは盛り込まれるということになりますので、その点、この報告書が公表されるまでの間は米国の国内法の制限というものがございまして、先ほど申し上げた、私が申し上げた以上の詳細については対外的に明らかにすることはできないというところであります。

そして、しかし、安全対策の詳細については、私が先ほど申し上げたような具体的な、一部具体的なことを申し上げると、そういう状況になっているところでございます。

○福山哲郎君 そうすると、当然その公表されるまでの間は、運用については解除になったけれども、日本としてはそれまでは一切運用を再開することはできないということではないわけですね。

○国務大臣(木原稔君) 私どもは、米側から、今回の事故原因を特定し、そしてそれに対する安全対策というものをしっかりと認識をしたところで

ございます。そして、ところが、この事故調査委員会におけるその報告書、これによって最終的には全てこれがまびらかになるわけですが、その間は対外的に全てを明らかにすることはできませんが、しかし、できる限りの丁寧な説明を各自自治体あるいはこういった委員会の場、国会にも丁寧な説明をしながら、そして、安全上問題がないということであればしっかりとこれは運用再開に向けて準備を進めたいというふうに思っています。

○福山哲郎君 今やっているのは丁寧な説明のぎりぎりなんでしょう、公表、報告書ができるまで。今ので丁寧な説明で納得するんですか。それで運用再開なんて、どこに納得するんですか。それで運用再開なんて、どこに納得するんですか。防衛大臣。だって、今言われたのは、そこまでしか言えないんでしょう、報告書が決まるまでは。最低限、日本の判断としては、その報告書で部品が特定できて、その部品に対しては、この部品がこうこうこういう理由でした、原因はこうです、それに対してこういう対応をしますということが言えない限りは丁寧な説明にはならないんじゃないですか、防衛大臣。

○国務大臣(木原稔君) 私どもとしては、米側からは、これまでもいろいろな、前例のないような丁寧な詳細な説明を受けてきたというふうに思っております。それは私のみならず、防衛省の各専門家、これは運用者、パイロットもそうだし、防衛装備庁の人間もそうでありまして、様々なレベルの人間がその専門的な知見から、今回の米側の説明というのはかなり詳細であり、そして実際に得心を得たというふうに思っております。

しかし、しかし先ほど申し上げたように、米側のそういった国内法上の制限、ここはもう私どもでいかんともし難く、しかし、最終的にはこの報告書によってこれ明らかにになりますので、その間、しっかりと説明をさせていただきますながら、そして同時に安全対策を行いつつ運用再開に向けて準備を進めていくと、そういう考えでございます。

○福山哲郎君 これやっているのとほかにやりたい

ことできなくなるんですけど、今のお話も変で、私たちは丁寧な説明を具体的にアメリカから受けました、こんな説明を受けたことがありません。主権国家としてそんな言い方ないでしょう。当たり前でしょう、そんなものは。陸上自衛隊だって運用しているんだから。ましてや、在日米軍が運用しているわけだから。どこに墜落するか分からないんだから。

先ほど佐藤先生が言われたとおりですよ。沖縄だって、屋久島だって、佐賀だって、いろんなところが不安なわけでしょう、住民は。これまで以上の丁寧な説明を受けましたから、我々は知っているけど国民には説明できません、自治体には説明できません、国会には説明できません。でも、我々が知っているから、こんな丁寧にしてもらったから運用再開はして、そして丁寧な説明していきますって、訳分からぬでしょう、それ。そんなことあり得ないと思いますよ。

今の防衛大臣の答弁だと、正式な報告書が出る前に運用再開するって自ら言っているようなものじゃないですか。会見では主體的な判断と言われたんですけど、日本の。主體的な判断で運用再開を検討していくと言われたんですよ。主體的な判断のうちの一つは、当然、報告書が出るまでは、明確にそのことが説明できる、明らかにするまでは、日本国の防衛大臣としてそんな説明できない状況で運用再開できないと。当然、主體的な判断ということはそのようになるんじゃないんですか。

○国務大臣(木原稔君) 改めて、今回の事故が地域の方々大きな不安を与えるものであったというところは重く受け止めております。運用再開に当たりましては、これは地元の皆様方の御不安、また御懸念、そういった払拭のために、再開前には丁寧な説明をする考えであります。

できる限りその関係自治体の方々を訪問して直接対面で説明するように、これ防衛局にも伝えているところであり、一般論から申し上げて、その事故調査委員会最終的な報告をする、最終的に

報告書が公表される、それ以前に、民間の航空機も含めて、それを運用を再開するということは、これは決して例外ではないということであり、もちろん今回の事故というのは大変重く受け止めながら、しっかりと、事故原因はこれははっきりと分かりましたので、安全対策として再発防止を取った上で再開の準備を進めていくということは御理解を願いたいと思います。

○福山哲郎君 全く納得できない。

いいですか、さっきの佐藤委員との議論でも、必要があれば部品を交換する、十分な点検整備があれば運用再開をして部品が替えられるとおっしゃいましたよ。

これ、去年、僕、大和さんとのやり取りで、事故の直後、日本は飛行中止を結局アメリカ側に言わなかったんですよ。安全な運航を確保してくださいと言って、ずっと事故後も日本国内でオスプレイ運用していたじゃないですか。アメリカ側が運用中止と決めて止めて調査入ったので、世界中のオスプレイが運用停止になったんじゃないですか。

十分な点検整備があればとおっしゃいましたけど、十分な点検整備って、この間もここでやり取りしましたよ、去年。十分な点検整備をしているから運用しているんですよ。ええかげんな整備をしている、運用しているなんてあり得ないですよ、そんなこと。同じことを言っているんですよ、事故前も事故後も。

もう一点、先ほど防衛大臣は、私の言ったことはハード・クラッチ・エンゲージメントの件ですから、今回はその部品ではありませんと明言されました。ということは、この問題、いわゆるハード・クラッチ・エンゲージメント以外にも問題があったということじゃないですか、オスプレイには。より問題でしょう。じゃ、これまでの、延々事故で調査報告していたときに、事故原因として特定されたもの以外にこんな重大を起こすものがまだあったにもかかわらず、そこは捕捉できないで運用して今回の事故が起こったということ

じゃないですか。

ということは、オスプレイ自身に本当に構造上、部品も含めて、いろんな課題があって、今回で全部なくなりましたってどうやって証明できるんですか、今の説明で。大臣、どうですか、後ろからメウが入ったみたいだから。

○国務大臣(木原稔君) 航空機その機能、航空機の機能を発揮させるために必要な構成品の中において、特定の部品の不具合、これが原因でクラッシュ事故というのは初めてであります。ですから、委員おっしゃったように、ハード・クラッチ・エンゲージメント以外の原因だということは御指摘のとおりであります。

そして、今回はまさに前例のないレベルで詳細な情報提供というのは受けており、事故原因は特定され、それで安全対策が講じられたと。しかしながら、事故調査委員会報告書公表されるまでは、そういったそれ以外のプロセスですね、訴訟であったり、あるいは懲戒処分と、そういった問題が米国の国内法上抱えているのでなかなか公表できないということをおっしゃったところですが、その今回の不具合、部品の不具合ですが、機体自体の設計を変更する、そういう必要性はないということであり、その機体自体の安全性にも問題はないということ、そして飛行の安全性に係る構造上の欠陥がないということ、こういったこともしっかりと説明を受けているところでございますので、また、米側からは事故の状況や原因、そして安全対策について、これ以上、私どもは本当に極めて詳細な情報提供を受けておりますので、今般の部品の不具合に関する米軍専門部局の評価というものはこれは妥当だというふうに私どもは評価をし、今回準備を進めさせていただくところでございます。

○福山哲郎君 じゃ、その特定の部品の不具合は何で起こったかは分かっているんですか。

○委員長(小野田紀美君) どなたがお答えになりますか。

○国務大臣(木原稔君) 私が言える範囲は、航空

機の機能を発揮、航空機の機能を発揮させるために必要な構成品、幾つかある中で特定の部品の不具合というところでありますが、その原因に関する詳細な分析内容については説明を受けているところですが、先ほど申し上げたように、詳細については対外的にこの時点では明らかにすることができないということで、大変心苦しく思っております。

○福山哲郎君 実はそのハード・クラッチ・エンゲージメントのときも、部品ははつきりしたけど、実はなぜクラッチが故障したのかの原因は特定されてなかったんですよ。同じなんだよ、構造的に、今御説明されていること。

今、原因は自分が言えないとおっしゃった。大臣自身がおっしゃれないとおっしゃったけど、じゃ、大臣が知っている範囲で、その原因は極めて合理的で、それに対する対策は取れるというふうに御判断されているんですか。

○国務大臣(木原稔君) 私自身がということでございませうけれども、私なりに、その事故の状況、あるいはその部品がどういう状況であったかということとは理解をいたしました。

私は、前職は航空会社に勤務してまして、事業用操縦士の一応免許を持っている中で、整備の基礎は自分なりに分かっている、もちろん固定翼と回転翼の差はありますけれども、その航空機の整備という部分に対しましてはある程度基礎知識は私自身はあるもの、もちろん回転翼は素人ではありますが、そういう中で、その機体の構造、そして今回の特定された部品、それがどういうふうな機能し、そしてどういうふうな事故の原因になったかというのは私なりに理解をした、そして、それによって、今回、防衛省、陸上自衛隊の運用するオスプレイについても、米軍、米側と同じ状況の中で準備を進めさせていただきたいと、そういうふうな感じのところでございます。

○福山哲郎君 大臣が一生懸命理解をしようとしたことは私も理解したいと思えます。しかし、大臣が理解したことと国民や自治体が不安に思

う、納得していないことはまた別でございませう。

先ほどの申し上げた、本当に、二〇二二年、事故で何人も亡くなった後の報告書が出たときに、もう再発のリスクは九九％低減したと、だから、それはその部分ですと、ほかの部分に関しては九九％じゃないから、今回、別の部品だからしようがないですよという議論に聞こえるわけですよ。

そんなもんじゃないでしょう。今の話だと、本当に報告書が出る前に運用再開をしたくてしようがないというふうな聞こえますよ。そんなんじや全く私は自治体も国民も納得しないと思えますし、申し訳ないですけど、今回は米軍ですけど、遺族に本当にそんな説明の仕方できるんですか。

私は極めて問題だと思えますし、言葉尻捉まえるの嫌ですけど、先ほど大臣が、国民の不満、住民の不満と言いました。不満じゃないんですよ。大臣は不満と不安と、先に不満を言ったんですけど、不満じゃないんですよ、不安と不信なんですよ。

先ほど聞きまして全く答えてなかった、日本の主體的な判断をするかどうか、それは一体どういうことを言っているんですか。今の話だと、主體的な判断なしでもう運用再開しますと言っているようなものだと思いますが、何が主體的な判断で、それから、調整をすると、何度も日米間で調整をすると言われていますが、日米間で調整って何ですか。それから、調整は、実は日米間で調整って、地元の住民や自治体、そして海上自衛隊の諸君が不安に思っているんじゃないですか。オスプレイが運用再開になった場合に、自衛隊員、たつてみんな不安だと思えますよ。

今のような形で部品の整備、安全な点検、十分な点検整備があれば大丈夫ですみたいな話で、本当に自衛隊員、それで安心して運用再開できるんですか。大臣、簡潔にお答えください。

○国務大臣(木原稔君) おっしゃる通りに、オスプレイは陸上自衛隊も運用する機体でありますから、飛行の安全を確保した上で運用を再開するこ

とは不可欠であることは申し上げているとおりで

こうした観点から、事故以降、装備部門や、また陸上自衛隊を含む防衛省の各部署、これは実際にパイロットも含めて、整備士も含めて、装備庁も含めて部局横断的に、そのオスブレイの設計や技術に関する安全性について責任を有する米側の窓口、NAVARIと実は本当に毎週やっています。VTCで毎週その事故原因の究明に当たってきたところであります。

今回の運用停止の、運用停止措置の解除に当たっては、陸上自衛隊オスブレイ、陸上自衛隊のオスブレイを運用する隊長、パイロット、まさしく彼らが本場にそのオスブレイに乗る、乗る人間です、乗る人間ですから、そういう人間も含めて、そして整備員、様々な防衛装備品の知見を持つている人間、そして防衛、その米軍の専門部局、あらゆる方々から多角的な判断を行って、極めて詳細な事故原因というのを特定し、そしてその情報提供を受けた、まさに前例のないレベルだったというふうに感じておりますから、そういったことを、実際に具体的な部品の名称は、後々これは必ず公表されるわけですが、その間、何とかその技術情報に関するところは誠意を持って説明をしてまいりたいというふうに思っております。

○福山哲郎君 納得できませんが、とにかく安全第一でございまして、国民に対して本当に今の状況では説明になっていないと思しますので、今日はこの程度でやめますけれども、引き続き指摘をしていきたいと思えます。

パレスチナの問題について、もう時間ないので簡潔に行きます。
ラマダン前に停戦合意ができなかった現状については極めて遺憾に思っていますし、残念です。ラマダン中の攻撃は本当にリスクが高まりますので、何とか停戦にこぎ着けていたいただきたいと思えますし、我々、なかなか野党は無力ですので、政府にはしっかりと外交努力を含めて御奮闘いただきます。

たいと本当に思っております。

これも、去年、私、御紹介したように、UNRWの保健局長は日本人の清田先生で、先日、去年も僕、電話で厳しい状況でお話伺いました。が、今回も僕、状況は更に厳しくなっているんですけど、電話をさせていただいたら電話出てくれて、元々三十万人の町であるラファに現在百五十万人の避難民が押し寄せていると、悲惨な状況で、他の地域には御案内のように逃げる手段がないと。ガザの北部では五人に一人が急性栄養失調だと、南部でも十人に一人の割合だと、戦闘が起ころ前は百人に一人もこの急性栄養失調の方はいなかったということで、急速に今、飢饉状態は広がっているということでした。医薬品、食料、職員が圧倒的に不足している。栄養が不足している。で、感染症、髄膜炎が増加を言っていると。日々、これ清田先生の言葉を借りて言うと、死刑判決に等しい状況が続いているとおっしゃっていました。

私は、ラマス、ごめんなさい、ハマスのテロ行為は許し難いことであると思えますし、今回の戦闘の一つの私は引き金になったと思えますので、それは許し難いと思えますが、一方で、イスラエルの、市民に対する虐殺行為も看過できるものではないと思っております。

今、UNRWのことでUNRWへの資金提供、支援が止まっています。公明党の上田先生が予算委員会でやられました。我が党の石垣委員もやられました。これやっぱり人道支援状況なので、一日も早く補正予算執行してほしいと思えます。

上川大臣に、是非御決意をお願いします。
○国務大臣(上川陽子君) UNRWにつきましてもの拠出再開の見通しということでございますが、現在のところ判断を持ってお答えすることはできませんけれども、まさに最も喫緊の課題は、ガザの人々の一人一人に、先ほど委員からも御指摘があったとおり、食料や医薬品という命に極めて関わるこのニーズが極めて深刻であるという

ことでございますので、そういった観点から対応してまいりたいと考え、この度は、補正予算としては三千二百万ドルの協力の実施を決定し、これにつきましては、食料は世界食糧計画、また医薬品はWHO、そして衛生用品についてはユニセフと、こういう国際機関と連携しながらお届けをする、届けるということで、今の緊急課題の、喫緊の課題についての対応をしている状況でございます。

この間、この課題が、問題が発生した後につきましても、国連やUNRW御自身、また関係国と緊密にコミュニケーションを取りつつ、今まさに国連による調査、さらに第三者によります検証に積極的に協力しながら、この調査結果、あるいは検証の結果、あるいは進捗状況も踏まえまして、我が国の対応についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○福山哲郎君 その答弁何度も聞いていますので、EU、カナダ、スウェーデン等はUNRWへの支援を継続したり復活させたりしています。残念ながら、日本のUNRWへの支援の一時停止は、日本は実はイギリスやアメリカに後追い最後に決めました。国際社会を見ながら決めたということ、私、非常に残念に思います。

逆に、大臣、国連の調査、検証、例のUNRWの職員が関わっていたかもしれないということについて、これいつ出ると把握されているんですか。

○政府参考人(石月英雄君) 我が国としては、今大臣からも御答弁ありましたとおり、国連やUNRW関係国と緊密にコミュニケーションを取っておりますが、御指摘のこの国連の調査の期限を含め、国連内部監察部の活動について我が国から申し上げることは差し控えたいと思えます。
この調査とは別に、国連の方で今行われているプロセスとしまして第三者による検証プロセスがございまして、これは、コロンナ仏外務大臣が主導して行っているそのUNRWの中立性の確保

や疑惑への対処を評価するための評価プロセスでございます。このプロセスにつきましては、二月十四日に作業を開始し、三月下旬に中間報告書を事務総長に提出し、四月下旬には最終報告書を完成予定ということを発表しているところでございます。

○福山哲郎君 そんな悠長なことできるんですか。本当に食料も含めて、みんな飢饉の状況ですよ。これ、何でEU、カナダ、スウェーデンが支援を復活若しくは継続しているかという、人道状況に対してはやっぱり優先順位が高いという国家としての判断をしたからじゃないでしょうか。

大臣、これ私、懸念していることがあります。UNRWの一部の、今でいうと十人前後だと言われていますが、このハマスのテロ行為に関わったんじゃないかと言われていることは私も承知しています。しかし、さつき申し上げたように、もうほとんど十人に一人が飢饉の状態になっている、食料届かない。

御案内のように、UNRWは、その場では、ガザでは、中央政府のように保健局、学校、病院、食糧支援をやっている、ある意味で中央政府のような形でやってきているから、UNRWに資金を援助するのが一番逆に言えば命を守る、そういう判断を、もちろん調査大事、検証も大事だけど、して拠出をしていただかないと。これ僕、懸念しているのは、調査出ました、UNRWの一部が関わっていました、それが特定できたら、次、拠出できますか。できないでしょう、それ。関わっていませんかという結果が出ますか。ハマスもイスラエルもちゃんとした情報出ますか。今、この停戦の合意すらできない状況ですよ。お互いの人質の情報すらできない状況なんです。もし、それでUNRWが関わっていた、一部が関わっていたといたしたら、国際社会も含めて、そこで、じゃ、調査出ましたから出しますか。それよりも上位に人の命がある。民間の一般の市民が、特にこれ、今飢饉の状況は

女性、子供なんですね。そういう方々の命を守るために、日本政府は、そのことに対する批判とはもちろん別に、でも、ここ守るためにUNRWAには再開するという判断をしないと、調査結果が出てからだったら、実は更なる再開して逆に意思決定しにくくなるんじゃないでしょうか。

これ、EUがやっています。スウェーデンもやっています。カナダもやっています。アメリカや英国に日本の事情とか日本の今までのUNRWAとのつながりを説明して、再開すると。それこそ先ほど防衛大臣が言われたように、丁寧に日本のポジションを説明して、日本は人道支援を優先するということを言って再開をしていただけませんかでしょうか。ましてや、保健局長、日本人がやっているんですよ、UNRWA、長年にわたって。どうですか、大臣。

○国務大臣(上川陽子君) まさに、最も喫緊な課題でありますこのガザの人道状況の極めて厳しい深刻な状況を受けて、この停止をされている中にも、令和五年度の補正予算とは別に、まさに三千二百万ドルの緊急無償資金協力の実施、これを決定し、あらゆる手段でこれを届けるところ、こういうことを日本政府として決定をしたところでございます。

いろんな形でUNRWAの清田先生も含めてコミュニケーションをしている状況でございまして、しっかりとこのことにつきまして協力をしつつ、最終的な決定が一日も早く成り立つことができるように尽くしてまいりたいと考えております。

○福山哲郎君 もう一点、この補正予算の止まっている約三千五百万ドルですけど、補正ですから三月末までに執行しなきゃいけないんじゃないですか。これ、三月超えた場合はどういう扱いになるんですか。

○政府参考人(石月英雄君) お答え申し上げます。財政法上、補正予算でありまして、一定の条件下で翌年度への繰越しが認められていると承

知しております。UNRWAに関する想定外の疑惑を受けて一時停止せざるを得ない状況となったことを踏まえ、仮に三月まで再開できない場合であっても、これが再開できる環境が整った際に送金できるよう、翌年度に繰り越すべく所要の手続を財政当局と行ったところでございます。

○福山哲郎君 もう昨日のレクのとときの答弁と違うんですけど、財政と、財政部門とちゃんと調整を行っていただいているんだしたら、それは一つ敬意を表したいと思います。

しかし、できるだけ早い方が私は優先だと思えますので、上川大臣、これ本当に、私は本当懸念しているのは、結果が出てからは実は出しにくくなるんじゃないかなと思うんです。その結果に対して、恐らく、あれが本当だ、うそだ、それは違う、事実と違うと、国際社会は多分それぞれの立場で言い合います。そうすると余計意思決定しにくくなるので、逆に日本は、さつき申し上げたとおり、それより上位の概念で人道支援を優先するんだと言った、補正だから何でも理由にできるんじゃないですか、三月末までには執行しなきゃいけないんだと言った、是非、上川大臣、岸田総理説得していただいて、早く執行していただきますように心からお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(小野田紀美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、里見隆治君が委員を辞任され、その補欠として下野六太君が選任されました。

○水野素子君 立憲民主・社民、水野素子です。質問の機会をいただきました、ありがとうございます。

まず冒頭、元旦に起きた能登半島地震、そして十三年前の東日本大震災、亡くなられた方から哀悼の思いをささげます。また、救命救助、復興に携わられている方々に心から感謝申し上げます。

げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、防衛装備移転三原則の運用指針改定、本日はその決め方につきまして木原防衛大臣にお伺いしたいと思います。

これ私、昨年末、国会で聞きました。参考資料一、御覧ください。なぜ、安保三文書に続いてたもやと党だけ、閉会直後の閣議決定で決めたまったのか。

で、またこういう外交防衛委員会などの委員の質問などを通じて、適切に説明してまいりたいというふうにも思っております。

○水野素子君 やはり、事前にいろいろ国民の意見を入れていくことが大事だと思うんです。国会が終わる前にしっかりと説明をする、その上で閣議決定するものであれば閣議決定をする、それをしっかりとやらないと、やはり国会、国民軽視と言われても仕方ないと私は思います。

その点から、今度は馬毛島基地に関しましてお尋ねしたいと思います。

参考資料一にございますように、私、木原大臣に十二月五日、質問いたしました。その際に、大臣は決まっていることはありませんとおっしゃられました。その後、国会閉会後の二十二日、約二週間半でこれを閣議決定されました。この間、何があつたんでしょうか。そして、何でこのようないやうで決めるんでしょうか。大臣、お願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) いわゆる三文書の中でも、国家安全保障戦略、二〇二二年十二月に閣議決定をされたものに記載されているとおり、防衛装備移転は我が国にとつて望ましい安全保障環境の創出等のために重要な政策手段であります。そういう位置付けをしております。こうした観点から、国家安全保障戦略において制度の見直しについて検討することとされておいて、与党ワーキングチームにおいて議論が重ねられた結果、昨年十二月の十三日に与党ワーキングチームから政府に対する提言が取りまとめられて、そして政府に提出をされたという、そういう経緯がございます。

政府としては、同提言を踏まえて、必要な調整や手続を経て、十二月二十二日に防衛装備移転三原則及び運用指針の一部改正を行ったものであります。

その上で、防衛装備移転を含め我が国の政策について国民の皆様の理解を得ること、これはまた非常に重要なことであると考えておいて、政府の考え方については、国会において、先般の参議院の予算委員会等で総理も答弁をさせていただきましたけれども、そういった質疑などを通じ

私はJAXAに長らくおりましたので、種子島のすぐ脇にある馬毛島基地の建設で全く暮らしが変わってしまったこと、本当に心を痛めております。この馬毛島基地建設の開発、どこでどうやって政府は決めたんですか。これ、私も質問主意書で聞きましたけれども、どうやら在日米軍等駐留関係諸費等、馬毛島という名前も付かない予算項目が根拠というふうな回答が返ってくるんですけども、馬毛島を始めとして南西諸島の基地建設、どのような国民的議論を経て決定されたのか、根拠文書と併せて、大臣、お願いいたします。

○政府参考人(大和太郎君) お答え申し上げます。

平成二十二年十二月に制定された平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱において、南西地域における防衛態勢を充実することといたしました。その後、平成二十三年の日米2プラス2において、新たな自衛隊の施設のため馬毛島が検討対象となることを示し、同施設は併せて米軍の艦載機発着訓練、FCLPの恒久的な施設として使用される旨公表いたしました。

その上で、滑走路や飛行場支援施設等の整備に必要な経費を計上した令和四年度当初予算案の閣議決定をもって馬毛島における自衛隊施設の整備を決定しているということでございます。

○水野素子君 これ、2プラス2というのは外交的な交渉の場だと思うんですね。これを、南西諸

島の基地建設計画、馬毛島にこういうものを作るというものをしっかりと国民に諮る必要があるのではないのでしょうか。先に予算を決めてしまつて、予算を流してしまつと、地域では様々なインフラが良くなって、反対の人も反対できないんですね、おかしいと思つていても。このようなやり方はやはりよろしくない、しっかりと国民的な議論を経る必要があると思ひます。

参考資料二、御覧ください。次の質問参りませう。

この馬毛島への移転につきまして関連質問でございませうけれども、こちら、安全性が問題だから硫黄島から馬毛島に移転すると防衛省のホームページに書いてあります。この図も、少しちよつと見せ方としてよろしくないと思ふんです。距離だけではなくて、これ戦闘機ですから、時速三千キロの戦闘機が飛ぶんですから、二十分ほど掛かつたものが十分というところなわけですね。距離の問題としては大きく出られません。これ、この見せ方の問題も非常に誤解を生むと思ふんです。

御質問としては、誰の安全性が問題となつてこれ移転となつたんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(大和太郎君) お答え申し上げます。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境を踏まえれば、我が国として、各種事態において国民の命と平和な暮らしを守っていくための防衛力を抜本的に強化し、また、日米同盟の抑止力、対処力を更に強化していくことが不可欠であります。

そのため、馬毛島において、我が国の防衛、大規模災害時の活動拠点となる自衛隊施設を整備するとともに、米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動する上で不可欠な艦載機の着陸訓練、FCLPを実施することが重要であると考えております。

現在この訓練を実施している硫黄島は、艦載機の基地の岩国から約千四百キロと非常に遠く、往復の際に機体にトラブルが発生した場合、緊急着

陸用の飛行場が確保できず、米軍人の安全性に大きな懸念があります。したがって、米軍人の安全確保の観点においても、できる限り早期にこの施設整備を行うことは必要と考えているところであります。

○水野素子君 今おっしゃられました米軍人の安全性なわけですね。

この馬毛島の近くでオスブレレイは事故起きたわけですね。みんな、種子島には人口約二万八千人です、そして屋久島は約一万二千人、その間にオスブレレイ落ちました。硫黄島は民間の方は住んでいないわけですね、ほとんど誰も住んでいない。そこで今までこのような訓練はやられていないのが、安全性という考え方がずれていませんか。そして、その暮らしが今失われて、漁業の島だった、漁業の町だった西之表は漁業ができなくなりました。そこでオスブレレイも落ちました。

馬毛島に基地を造るといふことにおいての安全性の考え方、私たちは公務員です、日本国民の安全性、そしてその地域で住む人々の安全性とバランスが悪いと思ふんですけれども、大臣、お願いいたします。ここは大臣でお願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) 馬毛島におけるFCLPのための施設整備でありますけれども、我が国の防衛、大規模災害時の活動拠点となる、そういった自衛隊施設も含めて整備するとともに、米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動する上で不可欠な着陸訓練を実施すること、その重要性というのは非常に私どもは重要視しております。

そういった中で、この米軍の訓練を効率化する、そして日米同盟の一翼を担う米軍、そしてその米軍人、これもまた日本の自衛隊と同様にその部分、安全性というのは大事にしなさいいけない、そういう認識の下でこの施設の整備、しっかりと行つていきたいというふうに思つております。

○水野素子君 私は、地域住民の安全性と今の米軍の安全性に関する考え方のバランスが大きく、

大きくずれていると思ひます。

関連して、馬毛島の基地建設において、環境省のレッドリストに絶滅のおそれがあるとして登録されているマゲシカの絶滅が危惧されています。そのため、今きちんとモニタリングはされているのでしょうか。マゲシカは元々七百から千頭生息していましたが、今何頭生息しているかを御答えください。

○政府参考人(大和太郎君) お答え申し上げます。

馬毛島における自衛隊施設の整備を行うに当たり、馬毛島の二ホンシカへの影響については環境影響評価手続において、専門家や県知事の意見等を踏まえ、適切に調査、予測を行っております。環境影響評価書において、鹿の個体数については現在の生息数である七百から千個体程度とおおむね同程度で推移する考えられますが、生息可能範囲や餌の量などに相応して推移することが予測され、予測には不確実性があります。

防衛省といたしましては、環境影響評価書にお示したとおり、生息範囲の確保や裸地の緑化等の保全措置を講じながら、鹿の状態を把握するための個体数モニタリングを引き続き行つてまいります。

○水野素子君 今何頭いますかというふうに聞いてみます。というのは、住民も皆さん聞いていますけど、全く数値が出てきません。

環境大臣から環境モニタリングに対する環境大臣意見として、しっかりと個体数及び生息状況の確認を実施すると、そして結果を踏まえて適切に環境保全措置を講じることということが基地の建設に当たつて付けられているわけですね。

この点、環境省、どうですか。今の回答について十分でしょうか。

○政府参考人(堀上勝君) お答えいたします。

令和四年十二月に防衛大臣に提出した馬毛島基地建設事業に係る環境影響評価書の環境大臣意見におきまして、馬毛島の二ホンシカの生息状況等に係る事後調査の実施及び事後調査の結果を踏ま

えて適切に環境保全措置を講じることが求めています。当該環境影響評価の結果を踏まえて、防衛省において適正な環境へ配慮が確保されているものと認識をしております。

○水野素子君 今認識をされているのでしょうか。頭数が分からないんです。その点において、私は、認識できていない、現状が分かっていない、分かつていないのならば出してください。

ここ、委員長、何頭マゲシカがモニタリングとして頭数が把握できているか、そのモニタリングの状況について報告を求めたいと思ふんですけれども、お取り計らいください。

○委員長(小野田紀美君) 後刻理事会で協議いたします。

○水野素子君 このように、基本的に環境アセスメントというのは、その人々の暮らしとか、あるいは環境に影響しないかどうかということをしつかり行つた、そしてそれを保護するために行つたアセスメントですから、そのような頭数が減つていくという声が上がっている中で、頭数も出せない形ですつかりと保護できるかどうか分からないのであれば、工事を止めてアセスメントをやり直すべきであるというのを見解として申し上げます。

時間がないので次に進みたいと思ひます。それでは、中東紛争。この点、私はやはり、先ほど福山委員からもありましたけど、即時停戦が必要であると思つております。

上川大臣にお尋ねしたいと思ひます。イスラエルによるガザでの無差別攻撃は、国際法、人道法違反と思われませんが、いかがでしょうか。端的にお答えください。

○国務大臣(上川陽子君) 我が国といたしましては、このイスラエルがハマスの攻撃を受け、国際法に基づいて自国及び自国民を守る権利を有すると認識をしておりますが、同時に、全ての行動、これは国際法に基づいて行われなければならず、いかなる場合におきましても国際人道法の基本的な規約は守らなければならないと考えているところであります。その際、均衡性の要件、これにつ

いては満たされなければならないというふうに考
えているところであります。

イスラエル軍の行動に関しまして、今次事案の
個別具体的な事情、また関連情報につきまして
は、事実関係を十分に把握することが現状困難で
あるということでありまして、確定的な法的評価
を行うことにつきましては差し控えていただ
きますが、目下で起きてきている多くの民間人の
犠牲者がますます増加しているという状況でござ
いますので、軍事行動が全体として国際法上正当
化されるかどうかについては、当事者によりまし
一層の説明が求められるような状況が深刻になっ
ているというふうな認識をしている状況でござ
います。

人道支援活動が可能な環境の確保、また、人質
解放につながるような人道的停戦が速やかに実現
し、そして持続可能な停戦、これが実現すること
を期待しております。こうした考えの下、当事
者に対して直ちに人道的な観点から行動する
ことを求めている状況でござります。

○水野素子君 今、回答を避けられたと思いま
す。
事実関係はつきりしていないからということ
で、参考資料の三を見ていただきました。すけれ
ども、これは先般、二月十四日、外交・安全保障
に関する調査会におきまして、松井芳郎名古屋大
学名誉教授、国際法の専門家の方に、私余りにも
大臣がおっしゃっていることが、どう考えたつて
これは国際人道法違反でありますよ、そのことに
ついて、基本的には人道が大事とおっしゃるん
であれば、人道法遵守を訴えかけるとするのが一
目一番地であるのになぜかと思われましたので質
問いたしましたので、読み上げますけれども、松井
先生のお答えはこうでありました。

イスラエルの行為は自衛権では正当化できない
と言われまして、これは事実関係が確認できるか
どうかということよりも、日常的な報道で事実関
係の確認ができないというふうなものでは決して
ないだろう、国際人道法の基本原則に違反してい

るという限りにおいては、やはりイスラエルの行
為は強い非難に値すると国際法の専門家がおっ
しゃっていますけれども、上川大臣、いかがで
しょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 我が国といたしまして
は、イスラエルがハマス等のテロ攻撃に対しまし
て自国及び自国民を守る権利を行使するに当たり
まして、国際人道法を含みます国際法を遵守す
る、こうしたことを強く求めてきている状況で
ございます。

その上で、イスラエルの行動そのものがジェノ
サイドに当たるかも含めまして、今般、提訴によ
りまして、ICJ、ここで審理される事柄でござ
ります。我が国といたしましては、引き続き注視
してまいります。

○水野素子君 私は、ジェノサイドではなくて国
際人道法、無差別攻撃、民間人に対して無差別な
攻撃自体が人道法違反です。ねということをお話
したんですけれども。

この件に関しましては、是非とも、もう表面的
な人道主義は見透かされてしまいますよ、大臣。
そして、外務省が十分な情報がないということ自
体が自己否定で本当に残念に思います。しっかりと
と毅然とした態度で人道外交を行っていただき
たいと思います。

次の質問は意見にとどめたいと思っております。
参考資料四を御覧ください。

こちら、イスラエルを訪問した辻外務副大臣、
一緒にテーブルを囲んでいますけれども、この画
面に大きく映し出されている、これ外務省のホー
ムページですけども、ウイ・ウオント・ストッ
プと書いてあります。何を止めないのかという
ところ。そして、スイカがのっている。これ、今、
スイカというのはパレスチナの象徴なわけだ
ね。ですので、今、イスラエルの無差別攻撃に対
してそれを止めたいという方はスイカというのを
シンボルにしていると聞いています。それを食べ
るような演出で、ウイ・ウオント・ストッブとい
うような、こういった画面が映し出されたところ

での日本とイスラエルの会談を外務省のホーム
ページに載せるというのは私は不適切であると思
いますので、是非削除いただきたいというの
見としてお伝えして、次に参りたいと思
います。

私は、上川大臣、せっかくいいこと言っている
んですからちゃんとやってほしい、言っている
こととやっていることが違うと言われないよう
にしたいです。

先般、赤松良子元文部大臣、亡くなられまし
た。女性活躍推進に尽力されました。私は赤松政
経塾の卒業生でもありますので、御遺志を継ぐ立
場として上川大臣に御質問させていただきます。

参考資料五、御覧ください。

ジェンダーギャップ指数、日本はもう断トツ、
先進国断トツの順位となっております。これは、
百四十六か国中、日本は百二十五位という、この
史上最悪となつてしまった世界の最低レベルの女
性活躍推進、上川大臣の感想をお願いいたしま
す。

○国務大臣(上川陽子君) 委員御指摘のとおり、
このGGIでありますけれども、日本は前回より
も更に順位を落としている状況でござります。

その原因として、特に経済分野、さらには政治
分野、このスコアが、これまでもそうでありまし
が、極めて低調であったこと、これが影響をして
いることと承知をしているところでござります。現
状、こうした状況につきましては、真剣に深刻に
受け止める必要があると、こんなふうに考えてい
るところでござります。

政府といたしましては、六月に女性版の骨太の
方針を昨年決定したところでござりまして、特に
今スコアリングの中でも落ちている部分、企業に
おきましての女性登用の加速化、また政治的分
野、女性候補者の割合を高めるための各政党への
自主的な取組の要請、こうしたことにつきまして
は政府全体で取組を強力に進めてまいりたいと考
えております。

○水野素子君 そうなんです。ですので、大臣
には是非とも頑張っていたいただきたいのは、女性差

別撤廃条約の選択的議定書でござります。

大臣は所信表明演説で、WPS、女性・平和・
安全保障を世界的に進めたいということ語って
いらつした。であれば、日本において遅れて
いる女性活躍推進において、外務大臣としてで
きるリーダーシップを果たしていただきたいん
です。

二十二年間、外務省、ずうと、約二十二年間、
検討しと言ったまま全然動きません。十月に
は、国連でこの点を中心とした日本審査が行わ
れます。是非それまでに批准いただきたい。大臣、
お願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) 今御指摘いただきまし
た、WPSについてお触れいただきましたけれど
も、まさに現代は国際社会が不透明さを増す中
にありまして、人間の安全保障など人間中心の外交
を進める上で、私自身、ウーマン・ピース・ア
ンド・セキユリティーの取組、これにつきましては
大変重視をしているところでござります。

また、女子差別撤廃条約の選択的議定書で規定し
ております今後の個人通報制度ということござ
ります。条約の実施を効果的に担保する、この
ことが趣旨でござりまして、注目すべき制度で
あると考えております。

一方で、この制度の受入れに当たりましては、
我が国の司法制度や立法政策、この関連で問題の
有無、また同制度を受け入れる場合の実施体制等
の検討課題があると認識しております。個人通
報制度につきましては様々な論点や検討課題が存
在するところでござりまして、まさに女性差別撤
廃条約の選択的議定書の締結の見通しについて今真
剣に検討をしております。

今の段階で次のような形でのところのお
答えについては大変困難であるというふうにお
思っておりますが、引き続き、早期締結に向けま
して真剣に検討してまいりたいと考えております。

○水野素子君 今お話しされたことは日本固有の
問題ではありませんので、百十五か国ももう批准

していただきますので、是非、日本審査の前までに批准を行うように大臣のリーダーシップを求めたいと思います。

最後に、PFAS問題と日米地位協定につきまして、私は神奈川が地元でございます。米軍基地が多くてたくさん問題が生じていますので、お尋ねしたいと思っております。

参考資料六、こちら質問併せたいと思うんですが、けれども、こちら、御覧のようにアメリカでは基準が強化されてきているわけです。一問飛ばしますけれども、日本も改定すべきではないですか。環境省、お願いいたします。

○政府参考人(吉田易範君) お答え申し上げます。水道水に含まれますPFOSとPFOAにつきましては、令和二年の四月から水質管理目標設定項目に位置付け、それらの合算値でリットル当たり五十ナノグラム以下という暫定目標値を設定しております。これらにつきましては、現在、内閣府食品安全委員会におきまして健康への影響に関する科学的な評価が進められているところでございます。

食品安全委員会による評価の結果が得られ次第、我が国の水道水におけるPFOS等の検出状況等も踏まえ、専門家の意見を伺いながら、速やかに水道水中の目標値を検討してまいりたい、このように考えております。

○水野素子君 ありがとうございます。このように、基準がどんどんアメリカではきつくなってきたというわけで、今若干基準が違うわけですが、米軍基地の中では日本と米国のどちらの基準が適用されるのか。また、あわせてその基準が守られているかどうかを確認するのは日本政府、米政府、どちらでしょうか。括弧一と括弧三、併せてお答えください。よろしくお願いたします。

○政府参考人(有馬裕君) お答え申し上げます。日本国内のPFOS等に関する基準については、水道水及び水環境について厚生労働省や環境

省が暫定目標値又は暫定指針値を設定しているものの、法的基準ではございません。また、土壤に関しては現在知見の集積に努めている段階でございます。

現時点で適用可能な基準値がない中で一概に答えすることは困難でございますが、二〇一五年に締結された環境補足協定に基づき米国が発出、維持することとなっている日本環境管理基準においては、日米又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用することとなっております。

日本政府としては、日米合同委員会の下の環境分科委員会等の場も活用し、在日米軍施設・区域内外の環境対策が実効的なものとなるよう、環境を始めとする関係省庁と連携して取り組んでいきたいと考えております。

米基地内、米軍基地内で基準を守るのを確認するが日本政府が米政府かという問題でございますが、在日米軍は我が国及び極東の平和と安全の維持という日米安保条約の目的達成のために活動しており、そのためには、施設・区域を使用し、適切に部隊運用や訓練を行う必要がございます。このため、日米地位協定第三条一において、施設・区域においてこのような活動を実施するために米国が必要な措置をとることができる旨規定しており、環境分野についても米政府が施設・区域内の管理を行うこととなっております。

他方、施設・区域の使用に当たっては、在日米軍は、日米地位協定第三条三に従い、公共の安全に妥当な考慮を払う必要があり、外務省として、関係省庁と連携しつつ、米側と協力していく考えでございます。

○水野素子君 資料の七を御覧いただきたいんですけども、これ、諸外国で米軍基地で問題があったとき、左側の方ですけども、ドイツあるいはベルギーでも韓国でも、米軍側が費用を負担して調査して、そして洗浄もしているということなんです。そして、海外のジャーナリストは、他国と比べて日本が例外だと、もって日本政府が

透明性を持つよう米政府に働きかけるべきだと言っているわけです。

このような状況の中で、立入り権が明確でない日米地位協定の改正あるいは環境補足協定の見直しを行うべきではないかと思っておりますけれども、大臣、お願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) まず、このPFOS等に係る立入りに関連して御質問でございますが、この状況につきましては、今、環境補足協定に従いまして、実際に漏れが起こった際には立入り等を実施してきている状況でございます。他方、この漏れが起きる前ということでございますが、疑いのある場合や、また高い値が検出されていることを踏まえまして、直ちに立入り申請に対しまして、それに対しての基準があるという状況ではございません。

今、先ほど申し上げましたとおり、現に漏出が発生していない場合の立入りに際しましては、国内におきまして法的基準、これが定められ、PFOS等の検出と、日米、米軍、在日米軍の活動との因果関係が明らかになると、この点が重要と考えております。

基準に関しましては先ほどお答えしたとおりでございます。また、まさに基準の策定に係る今後の議論、この進展が重要と考えております。また、因果関係ということでございますが、このPFOS等はこれまで様々な用途に使用されてきておりまして、現時点におきましては、在日米軍施設・区域周辺におきましてPFOS等の検出と在日米軍の活動、この因果関係については確認することを申し上げるというのはなかなか難しい状況でございます。

そこで、現行の日米地位協定環境補足協定及び関連する諸合意、この下におきまして、在日米軍施設・区域内外の環境対策、これが実効的なものとなるよう、関係省庁を始めとする、関係省庁間で連携をして今取り組んでいる状況でございます。

○水野素子君 時間が来ましたので、最後に一言、この件について。ほとんど認められていないんですよ。制約があるので申請もしづらい、認められない。そして、それは合同委員会というところでやられているわけですが。この米軍というのは環境基準で規制を受ける側です。そこにいろいろ言ったって無理ですから、日米合同委員会の構造を改革する必要があります。私は思っていますので、この点、また引き続き、いづれ御質問したいと思います。

本日はありがとうございます。○上田勇君 公明党の上田勇でございます。まず最初に、能登半島地震に際しまして、世界百か国以上からお見舞いのメッセージや支援の申出が寄せられました。また、台湾の政府、民間、そして米政府等からも多額の義援金が届けられたと承知しております。本当に感謝の気持ちを表したいというふうに思います。

これは、やはり我が国がこれまで多くの国々と友好関係を強化してきたということでもありまして、国際的な災害救助活動にも積極的に参画してきた、そうした一つの成果という面もあるのではないかとこのように思っております。外務大臣の受け止め方をお聞かせいただきたいというふうに思います。また、支援の申出や義援金についてはどのように対処されているのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(上川陽子君) 能登半島地震につきましては、その発災の直後から現在に至るまで、米国や台湾を含めまして世界各地の百七十二の国、地域及び四十三の国際機関、そして団体、そして個人からも多数のお見舞いのメッセージや、また支援の申出を受けているところでございます。政府としては、これに深く感謝をしている状況でございます。

今委員御指摘のとおり、これまで日本が諸外国と積み上げてきた信頼関係のこの蓄積の上に今があるというようにお申出をさせていただきますと、こうした温かいお申出に対しては本当に感謝の言葉に尽きるところでございますが、その意味で、大切に

こうした関係を培ってまいらなければいけないと改めて決意をしている状況でございます。

各国、地域からの支援の申出につきましては、その受入れ体制構築のために要する作業や体制、また現地の状況等に鑑みまして、人的、物的支援、これにつきましては一律にお受けをするということをしていく状況ではございませんが、一方で、上記のようなこうした現地体制の負担を要しないような支援、これにつきましては有り難くこれを受け入れることといたしております。また、我が国の在外公館におきまして、義援金の受入れ口座、これを順次開設をしている状況でもございます。

また、在日米軍が回転翼機UH60によりまして小松から能登空港間での食料等の被災者支援物資の輸送を実施している状況でありまして、今般の米国の支援に心より感謝しているところでございます。

○上田勇君 次に、防衛大臣にお伺いをいたしたいと思いますが、防衛大臣も所信の冒頭で、能登半島震災の被災者の支援に対する自衛隊の活動について御報告をいただきました。元日から本日に休みなく災害対応に当たっておられる自衛隊員の皆様に敬意と感謝を表したいというふうに思います。

とりわけ、発災当初の人命救助や道路の啓開などのアクセス確保、そうした緊急対応や、また孤立集落等への輸送支援、避難所での入浴支援などの活動は、これはやっぱり自衛隊でなければできない活動であるというふうに思いますし、被災者や自治体からも高い評価、また感謝の言葉も私も聞いていますのでございます。

引き続き、まだまだ状況は厳しい中でありますので、被災者に寄り添った活動をお願いしたいというふうに思いますし、また、今後とも災害対応能力の維持向上にも努めていただきたいというふうに考えますけれども、防衛大臣の御所見、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(木原稔君) 防衛省・自衛隊の活動に

対しまして評価のお言葉いただきましたこと、感謝を申し上げます。

発災直後から、まずは人命救助ということで捜索救助を全力で行いました。結果として、一千四十名の人命救助を行っております。

また、半島という地理的特性、陸路が寸断されたということもあって、不眠不休で本当に夜を徹して道路を切り開き、また、中山間地が多い、孤立集落が多かったたので、そういった孤立集落にこれは歩いて物資を届けるなど、現地で迅速に活動するとともに、先ほど委員から自衛隊ならではない御指摘がありました。現在も災害派遣中なんですけれども、徐々に、ボランティアとかあるいは民間のNPO等、徐々にシフトしているところですが、どうしても、入浴支援ですね、お風呂の支援というのは民間の団体ではなかなかそういうアセットがないということ、引き続き自衛隊がそれを、その部分をきめ細やかな被災者支援ということに担っております。ちなみに、入浴支援については、これまで延べ二十九万八千名の方の入浴支援、温かいお風呂という、に御案内をしていくところでございます。

防衛省・自衛隊は、平素から様々な想定の下で災害派遣に関する訓練等を行っており、例えば令和五年度の自衛隊統合防災演習においては、南海トラフ地震を想定し、孤立地域が発生した状況において、孤立地域への部隊、装備品等の緊急輸送、沿岸部の孤立した被災地域への物資輸送等に係る訓練を実施し対応方針を検証する等、備えてまいりました。それが実際に非常に役に立ったというところでございます。

このような訓練等を通じて、自衛隊及び関係機関との連携を図りつつ、自衛隊による災害対処の実効性を向上させて、大規模災害時等において被災者に寄り添った迅速かつ適切な活動ができるよう引き続き努めてまいります。

○上田勇君 この度、本当に自衛隊の隊員の皆様の大変な活動が非常に感謝されているという、もう今申し上げたとおりでございますので、引き続き

き、まだ厳しい地域残っておりますので、是非また全力を挙げて取り組んでいただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、グローバルサウス諸国との連携強化についてお伺いいたしますが、内閣では、グローバルサウス諸国との連携強化推進会議を設置いたしました。我が国全体で連携支援をしていく姿勢を明確に打ち出したということは非常に重要なことであると思います。また、時宜にかなったことだというふうに受け止めております。

ただ、グローバルサウスと今一口に言ってもいろいろでありまして、経済、社会の発展段階はもう本当に様々であります。それぞれの状況に応じた、やっぱりきめ細かな対応が必要だろうというふうに思っております。

この推進会議の議論の中では、日本企業の海外展開の加速化など、経済ビジネス活動を深化していくということが強調されております。これももう本当に重要であるということも私も全く同感でございます。外務省としても体制を強化していく方針とも伺っております。

ODAによるこうした支援が日本経済の発展にも資するということが、これは望ましいことでもあります。ただし、この点ばかりが強調されると、やはり発展段階の低い国々からは、日本から余り相手にされていないのではないかというように誤解を生じる可能性もあるのではないかと危惧します。

そうしたいわゆる脆弱国のニーズに合った、医療、保健、自然災害対策等のそうした分野の支援もこれ併せて一層重要になっていくと考えますけれども、基本認識をお尋ねいたします。

○政府参考人(石月英雄君) お答え申し上げます。

委員御指摘のグローバルサウス諸国との連携強化推進会議、ここにおきまして岸田総理も発言されておりますとおり、グローバルサウスと呼ばれる新興国、途上国、これらの国々との連携を強化し、これらの国々をパートナーとしていくこと

は、我が国の経済安全保障を含めた国益にかなうとともに、国際社会における分断と対立の動きを協調へと導くものと考えております。その際、委員御指摘のとおり、各国の現状に応じたきめ細やかな対応が重要であるとと考えております。

一方で、ODA等を効果的、戦略的に活用するとともに、日本企業の現地展開の加速などにより各国の質の高い成長とともに取り組んでいく、このことにより日本企業を始めとする我が国の成長の機会を拡大していくことにもつなげていくというのが一方でございますが、同時に、委員御指摘のとおり、グローバルサウスのうち脆弱国への対応も重要であると考えておまして、保健、防災などの課題への対応を含め、人間の尊厳の実現と社会環境の安定に向けた支援は、この脆弱国の周辺地域、ひいては国際社会全体の安定と繁栄を支えるものであり、重要と考えております。

○上田勇君 ありがとうございます。

全体として、私は、目指す方向が、これをやっぱり日本の経済活動の活性化にもつなげていくということには私はもう賛成であります。

そんな中で、やっぱりフランスが重要だし、そういうメッセージも重要なんだろうというふうに思いますので、その点、またこの春に方針がまとまるということでもありますから、その中にもフランスよく主張が盛り込まれるようにお願いしたいというふうに思っております。

また、日本の産業の中には、ワクチンとか医薬品、医療機器、そういった分野でも技術もかなり進んでいますし競争力も高いので、そういった医療・保健分野における支援も国内の経済に資するものだとこのふうにも考えておりますので、その点もまたよろしくお願いたいというふうに思います。

もう一点、ODAについてお伺いしますが、我が国のODAは、他のOECD開発援助委員会、DAC諸国に比較して経済インフラの部門のウェイトが高い。道路、上下水道等の社会資本の整備を支援していくことは、これは我が国

にとつても得意の分野でもありませんし、質の高い支援を行ってきたという実績もございます。また、途上国の経済の自立的な発展を促していく、そのまさにベースになることでもあります。そして、やっぱりそうした支援の効果が途上国の特定のところじゃなくて幅広く国民に裨益をするということなどから、これまでの方針、私は正しいものだったというふうにも思っております。まさに、これまでほかのD A C諸国とはちよつと違つた面での意義があつたというふうにも思っております。

他分野での支援とのバランスも配慮しつつ、今後ともそうした社会資本整備の積極的な支援は継続をしていくことが重要だというふうにも考えますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(石月英雄君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、インフラ整備、これは途上国の成長を実現する上で重要であると考えております。

昨年六月に改定いたしました開発協力大綱におきましても、質の高いインフラを重点政策の一つに掲げており、我が国の持つ強みを生かして相手国の社会課題解決につなげるため、インフラ整備とソフト面での協力を組み合わせる、そういうことによつて推進することとしております。

我が国としては、途上国の債務持続可能性を考慮しつつ、引き続き、途上国の自立性を尊重しながら、質の高いインフラの整備に係る支援を実施していきたいと考えております。

○上田勇君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、このイスラエル・パレスチナ問題についてお伺いしたいというふうに思います。

昨年十一月には上川大臣が、そしてまた先月は、今、辻副大臣もお越しをいただきましたけれども、辻副大臣が中東関係国を訪問をされました。人質の解放と戦闘の早期終結、またガザ地区の食料、保健、医療等の人道状況の改善は、これ

は国際社会にとつてもう本当に今喫緊の課題でもあります。先ほど来、この委員会でもいろいろと指摘をされたところであります。

我が国として、従来から積極的な支援には努めているものだというふうには考えますけれども、そんな中で直近に現地に赴いた辻副大臣にお伺いしますが、今現状について御報告をいただくとともに、今我が国が何を一番、どこに一番力を入れてやらなきゃいけないのか、その辺の御見解を伺いたいというふうに思います。

また、辻副大臣、先ほども御質問の中に出てきましたけれども、イスラエルの高官とも面談をされているわけでありませうけれども、我が国はこれまで二国家解決を支持してきました。アメリカが始め主要国のほとんどが支持をしている方針でもあります。当然、イスラエルの高官、イスラエル側にも我が国の立場については伝えたものだというふうにも考えますけれども、先方の考えはどうなんでしょうか。その辺、一番直近のところでお答えいただければというふうに思います。

○副大臣(辻清人君) ありがとうございます。

委員御指摘のように、先月二十七日及び二十八日にパレスチナ及びイスラエル、その順番に訪問をさせていただきました。

パレスチナでは、アッバース大統領及びシユタイエ工首相を尊敬しまして、事態の早期鎮静化に向けた協議を行うとともに、マクゴルドリック国連暫定副特別調査官やラザリー・U N R W Aの事務局長と会談しまして、ガザ地区の人道状況、特に国連やそのほか人道支援機関が現場で直面している課題を聴取しました。

委員御質問の今回の目下の最優先課題は、間違ひなく一刻も早い現地の人道状況の改善及びその人道支援活動が可能な環境の確保だと痛感いたしました。引き続き我が国としてそれに取り組む必要性を実感した次第でございます。

我が国として、人質の即時解放、人道状況の改善、そして事態の早期鎮静化に向けた外交努力を引き続き粘り強く積極的に行っていく、そして、

それを踏まえた上で、やり取りの詳細については控えますが、私から、パレスチナ並びにイスラエルでは、ガザ地区の危機的な人道状況を深刻に懸念しているとした上で、人道支援活動が可能な環境を確保して、また人質の解放につながるような人道的な停戦が速やかに実現し、持続可能な停戦が実現することを強く期待しているという旨を述べさせていただきますまして、直ちに人道的な観点から行動することを求めました。

イスラエルにおいては、この今の内容をカッツ外相及びハネグビN S C議長兼国家安全保障顧問に、表敬し際に、現地情勢の対応等に対しての話し合いの中で率直に申し上げた次第でございます。

そして、委員御指摘のとおり、我が国は、このイスラエル、パレスチナの現在の紛争に対して二国家解決を一貫して支持しております。私からも、今般の訪問にて、両当事者の交渉によつてのみ和平が実現できると考えているとする日本の立場を改めて述べさせていただきました。イスラエル側の反応を含め、詳細は外交上のやり取りなのでつまびらかにすることは差し控えますが、イスラエル政府もこのような日本の立場を十分に認識しているという理解をいたしまして、引き続き、二国家解決の実現に向けて働きかけを、当事者に含め、国際社会と連携しながら取り組んでいきたいと思つている次第でございます。

○上田勇君 御出張、大変に御苦労さまでございました。

そして今、この二国家解決というのがこれ日本の政府の方針でもありませんし、私もこれしか多分平和的に解決する方法はないだろうというふうにも思つております。ただ、今報道等を見てみるとイスラエル側はやっぱりそれを否定しているんじゃないかというふうな見通しを立てたいというふうには戦闘の終結という見通しが立たないというふう

わけでありますので、是非そこはまた強力に進めていただけるようにお願ひをいたします。

辻副大臣、他の公務がおありというふうに聞いておりますので、御退席をして結構でございます。

○委員長(小野田紀美君) 辻副大臣は御退席いただいて結構でございます。

○上田勇君 それでは次に、先般、当委員会でも防衛大臣の方からも御発言、所信表明の中でも御発言ありましたけれども、次期戦闘機の日英伊共同開発についてお伺いをしたいというふうにも思います。

従来、こういう中核的な装備品については、こうした形での共同開発というのはいままで余りなかつたんじゃないかというふうに思います。今回も、そういう意味では、日本だけで単独で開発をする独自開発の路線や、また同盟国、同志国から調達をするという方法もありますし、同盟国からライセンス品を国内で生産するという選択肢もあつたんじゃないかというふうに思います。

こうした選択肢があるし、こういったことについてはこれまで実績もあるわけでありませうけれども、そういった中で、今回、共同開発を選択肢をした、それは当然、我が国の安全保障にとつて最も有益だというふうにも判断したことがあるように思いますが、もう少しその理由を御説明いただきたいということ、また、今回、パートナー国としてイギリス、イタリア、この二か国を選んだ理由につきまして、大臣、御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(木原稔君) 防衛装備品というのは、もう昨今どんどん高度化をしております。その結果、非常に値段も高く、高額化が言われているところでもあります。開発の、そういった開発する段階においては、したがってコストやまたリスクが増大する。そういう中においては、戦闘機を含めて優秀な装備品を取得するためには、一国のみならず、パートナー国と協力をして資金、技術をそれぞれが供与して開発していく方式、これが国際

的に主流となってきたところであります。米国においても、本年一月に策定した国家防衛産業戦略というのがありますが、その中においても、グローバルサプライチェーンの課題やウクライナ対応の教訓を踏まえて、同盟国との共同生産を重視する方針を明らかにしているところであります。

このように国際共同開発・生産が主流化する中で、我が国においても次期戦闘機の開発を進めるに当たって、我が国独自開発するべきか、あるいは米国と共同開発するべきか、様々な可能性とこのを検討を行いました。その結果、日本の戦闘機というのにはやはり日本の国を守るものから、そういった意味でいうと要求性能というのがあります。それをいかに実現していくか。そして、F2の後継機ですから、スケジュールというのが当然出てきます。そして、コストがあります。そういった様々な観点から、我が国独自開発ではなくて、英国、イタリアとの国際共同開発が最適な選択肢であると判断しました。

その英国とイタリアを相手国として選択した理由ですが、共同開発においては、相手国も同じように、その配備予定時期、つまり戦闘機の更新時期が同じぐらいの時期でないといけません。また、国際協力を追求するそれぞれ自国の開発プログラムというものを有しているということ、これも重要な要素であります。我が国と英国、イタリアというの、それぞれ二〇三五年頃に配備を目標とする次期戦闘機の開発プログラムを有していたという、そういう事実があります。このため、日英伊間において優れた技術を結集するとともに、開発経費や技術リスクの低減を図るために、今般、三か国で共通の機体を開発することに合意して、今後またその条約についても御審議をいただいでいくということになっております。

○上田勇君 ありがとうございます。
この共同開発の戦闘機について、いわゆるパートナー国以外への移転についてもいろいろ今議論が行われております。私、これまでライセンスで国内生産をした装備品を第三国、ライセンスス

以外のところに移転をするというのは、ルールも定まっておりますけれどもありますので、この共同開発の装備品についても第三国に移転することには一定の合理性があるものだというふうに思っております。

ただ、詳細について今まだ与党で協議中ということでございますので、今日はちょっと議論はまた後日に譲りたいというふうに思いますが、また、今回、協定も今度当委員会に付されることとなりますので、是非この辺も更に議論を深めたいというふうに思います。どうかよろしくお願いたします。

以上で終わります。
○石井苗子君 日本維新の会・教育無償化を実現する会の石井苗子です。

本日は、松沢議員とともに質疑をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、上川大臣に、今まで出てこなかったんですが、外交の基本的姿勢について二つ私から質問させていただきます。

大臣は一月十二日に、プリンケン國務長官、レモンド商務長官、サリバン国家安全保障担当大統領補佐官にお会いになって、いろいろ事前準備をされていると思いますが、所信の演説で、この四月の岸田総理の米國訪問を成功に導くとおっしゃっていらつしやいます。成功とは何かについて質問させていただきます。

私が先週、アメリカのシンクタンクの方々にお会いしたときに、こうおっしゃっていました。七〇%の国民がバイデンもトランプもふさわしくないと思っている、バイデン氏については途中で新しい若い候補にスイッチする可能性もある、共和党を中心に国民感情の中にウクライナ支援に対する反発が強まっていて、ロシアの暴挙に対して世論は一枚岩になり切れていないというデータがあると。

このような報告を受けまして、来月、岸田総理が米國を公式訪問の予定であります、上川大臣は、ウクライナ分野について日本は今外交的にど

ういう成果を上げるべきだとお考えか、ウクライナを支援している日本の立場で今米國に伝えるべく一番大事な外交とは何であるとお考えか、外務大臣としての御意見を聞きたいと思っております。

○國務大臣(上川陽子君) 今般の公式訪米でございますが、それに係る御質問でございます。

今、国際社会が様々な課題に直面しております。今こそ日米、この日米の固いきずな、結束が極めて重要と考えております。今般の岸田総理の米國への公式訪問であります、この日米両國の緊密な連携を一層深め、また、強固な日米同盟、これを世界に示す上で大変有意義なものになると考えております。

今委員から御紹介いただきましたが、私自身、一月に訪米をいたしました。その折に、プリンケン國務長官を始め、レモンド商務長官、さらにはサリバン国家安全保障担当大統領補佐官とも、の間におきましても踏み込んだ様々な議論を行ったところでございます。まさに、両國が力を合わせてその成功に向けてまして緊密に連携をし、そして準備をしていこうということであることを申し上げます。

特に、ウクライナ情勢についてでございますが、これにつきましては、総理訪米の具体的な成果につきまして詳細これを予断するものではございませんけれども、まさに厳しい国際情勢の中にありまして、強力なウクライナ支援を継続していくというメッセージを日米が結束をして発信していく、このことの意味は大変大きなものであると認識をしております。その意味でも、四月の総理の公式訪問を成功に導くべく、外務大臣としてもしっかりと準備、尽力をしております。

○石井苗子君 ありがとうございます。
外務省の方が一人こういうことをおっしゃっていました。外交で最も大切な構えは、明日は我が身だという姿勢を崩さないことだと。つまり、あのとき日本は最後まで助けてくれたんだという足跡をつくっておくことが外交で最も大切なこと

だと。

つまり、今、アメリカのシンクタンクの人が揺らいでいるとか分裂が起きているというようなことを言っているから、事日本は、ウクライナ支援にしろないんですが、事日本は、ウクライナ支援においてはアメリカとワンポイスでやっていくと、様々な複雑な国際状況にあるのでというようになことを理由にして、ここを変えないという、ウクライナ支援に対しては、米國に対しては是非日本の外務大臣としてリーダーシップを取っていただきたいと思っております。

もう一つお伺いしますが、今のウクライナ戦争に対して国連が機能していない、これは皆さん御案内のことだと思っておりますが、拒否権を持つている大国が常任理事国になって大国同士が争わないという決まりだったんですが、その中のロシア自身が戦争を仕掛けたんですが、その中のロシア自身が戦争であるという実情を世界中の子供たちが見ているというような状態です。大国同士が直接戦争はしていないじゃないかといつても、これ代理戦争ではないかという見方もあるという中で、将来、国連改革をする必要があると大臣自身がお感じになっておられるかどうかということをお聞きしたいんです。

国連の組織変えるには国連憲章を変えなくてはならなくて、その加盟国の三分の二以上の同意が必要で、ほかの国とも話し合っていないから必要ない。こういうことはよく分かっているんですが、そのようなお答えではなくて、同じような国際法違反の事態が起きたときに制御できるような組織、機能というのはどういふものがあるのか、あるいは、この国連の改革、国連に代わるものについて世界がどこが今動いているというふうなお話があったらそれでも構いませんので、理想論でも構いませんので、お聞かせください。

○國務大臣(上川陽子君) 我が国は、平和国家として、一貫して国連という多国間の舞台、場におきまして様々な活動を積み上げてきたところでございます。今般、国際社会の平和と安全の維持

に、まさに安保理の常任理事国であるロシアによるウクライナ侵略が発生し、この平和と安全の維持に大きな責任を持つだけに極めてゆゆしき事態でありまして、まさに国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であると考えているところでございます。国連が抱える問題、改めて浮き彫りにしたと言っても過言ではないかというふうにも思うところであります。

同時に、現在の国連が一定の役割を果たしているところでございます。百九十三の加盟国のうち、多数を占めます中小国、また途上国がこうした国連の役割に引き続き大きな期待を持っているということも認識をしているところでございます。

このような認識の下におきまして、まずは今ある国連の改革が重要であり、直ちに国連に代わる新たな組織をつくるということについては考えておりませんが、この安保理改革を含めます国連の機能強化に向けては、引き続きリーダーシップを発揮してまいりたいと考えております。

同時に、新たな国際秩序の在り方を模索し、また、同盟国、同志国との連携、これを更に深めるための様々な取組につきましても進めてまいりたいというふうな考えております。

ロシア、冒頭に申し上げたロシアによるウクライナ侵略につきましては、一日も早くロシアの侵略を止め、公正かつ永続的な平和、これをウクライナに実現するために、我が国はG7を始めとする国際社会と連携をし、引き続き対口制裁としてウクライナ支援、これを両輪として強力に進めてまいりたいと考えております。

○石井苗子君 ありがとうございます。

安保理を変えていこうという話はしている。取組が、アメリカやイギリスやフランスでお考えがあるというふうなことも期待をしているんですが、G7で経済制裁を訴えるとかやっておりますが、新しい組織をつくるということは今なかなか難しいわけです。でも、これは何かしらの改革が、改革案を大臣御自身がお持ちであれば、是非

日本のその揺るぎない姿勢ということでも訴え続けていっていただきたいと、私の希望的観測ではございますが、よろしく願います。

木原大臣に御質問させていただきます。戦後七十八年目にして、日本は最大の危機に突入していると所信に述べてありました。私が国民の皆様からよく聞く質問ですが、防衛予算が増額された、計画もあるのだから、でも装備が遅過ぎるのではないかと、実際は恐ろしいほど無防備なのではないかという心配の質問でございます。分刻み単位でミサイルが飛んでくるウクライナ戦争を映像で見た、頭の中でシミュレーションができ、現実的な恐怖になっている。

かつて湾岸戦争で見たような、ピンポイントのすごい性能の高い、能力の高い装備品で戦うというやり方ではなくて、ロシアが大規模な侵攻、地上兵力というものを大量に用意して、地上戦、陸上戦であるというウクライナの映像などを見て衝撃を受けたのではないかと思いますが、日本という国は、ロシア、中国、北朝鮮と、地理的な位置関係も踏まえ、どういう威嚇に対して装備を整えていくのか、守り方は何なのか。

新しい戦争の脅威というのがホームページにも載っている。今どうして防衛強化が必要かという、なぜ必要かというパンフレットがありますね。そこにも新しい戦争の脅威と書いてあります。これは何かということを引きちんと想定しないかと、国民の皆さんが安心しないんじゃないかと私は思っています。

そこで防衛大臣に質問しますが、ロシア、中国、北朝鮮が今日本にどういった戦い方をしてくるか想定して、具体的な整備が、装備が整っているのか、日本が侵略されたときにどういった戦い方をしているのかというのを、ウクライナで得た教訓から大臣の全体像という見解をお伺いしたいんですが、お答えいただけますか。

○國務大臣(木原稔君) 今委員がお話しいただいた近年のロシアによるウクライナ侵略でも見られたように、戦い方というものが従来のそれとは様

相が大きく変化してきていると、そういう認識は一致しております。それに対応できるかどうかは今後の防衛力を構築する上で大きな課題であると思っております。

例えば、これまでの戦いという航空侵攻であったり海上侵攻、着上陸侵攻といったいわゆる伝統的なものに加えて、昨今では、精密打撃能力が向上している弾道ミサイル、巡航ミサイルによるそういう大規模なミサイル攻撃、また、偽旗作戦なども非常に最近注目をしておりますが、そういうことを始めとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開、また、宇宙、サイバー、電磁波領域、無人アセットを用いた非対称的な攻撃などを従来以上に複雑に組み合わせた新しい戦い方というものが顕在化していると、そのように分析しております。

防衛省としては、こうした新しい戦い方にも着目するとともに、我が国というのは四面環海、四方が海で囲まれて多くの島嶼部を有し、また広大なEEZ、そして大陸棚を有しているといった、そういう地理的な特徴があることも踏まえて、スタンドオフ防衛能力、あるいは統合防空ミサイル防衛能力、そして無人アセット防衛能力、そういった将来の中核となる能力の強化に優先的に取り組むなど、防衛力の抜本的強化を着実に実現していく、そういう考えでございます。

○石井苗子君 つまり、特定の国を想定してつくっているんじゃないかと、複合的であるということなんです、ウクライナを見てみますと、いろんなものの組合せがありまして、私、レクるときに、日本が戦争になったとき、空からいっばいドローンが降ってくるんじゃないかというふうな、こんな戦争が新しくなるんですかというふうなことを聞いたんですが、高いその列、列島の列ですね、列の状態を想定していつて、現実なシミュレーションをやった防衛力を整えていくというお答えだったんですね。

つまり、どのようなシミュレーションをした、シミュレーションとは特定の国を威嚇として設定

してないんだということなんですけれども、やっぱりそういうことだとかなかなか日本の方は安心しないんじゃないかと。

どういった装備品や能力を備えているのかということなんです、今御説明にあつたように、そのパンフレットの中に七つの柱、スタンドオフと無人アセットとか、脅威に対して整理しているって書いてあるんですが、どれも大型戦争なんですか。このようなもので果たしていいのかどうかという、例えば無人機といつても短距離も長距離もあるわけなんです、日本型の戦い方として妥当性というのがどういふものがあるのかということをお答えください。

国際法の戦争権なんかを見てみると、今守られているような状態ではない。戦争の定義が、テロだとか大量殺人だとかという戦い方の違いというのがどういふ威嚇を想定して新しい戦い方を装備しているのか、一通りではないと思っております。

そこで、防衛費の増大を進めていることということに対して、国民の皆様、四十三・五兆円という心強いなと思うんですが、戦い方が変わったのであれば組織的に再編成する必要はあるんじゃないかと、人材もそうですが、節約できるところが出てこないかという意見もあります。

予算の制約もある中で、防衛力整備計画を見ますと持続性、強靱性に十五兆円を割り当てておりますが、従来の装備品の修理などの優先度が高く設定されておまして、戦争の在り方が変動していく現代において、従来の装備品では対応できないのではないかと、このことも出てくると思っております。

四十三兆円の予算が必要だということになっていきますが、最適化とコストを見据えた見直しも必要じゃないかと思うんですが、限られた予算の中でコストパフォーマンスの取組を具体的に挙げていただき、これまでの経緯もありますが、どのような張りをつけて計画を更新していく御

予定であるか、想定をお答えいただきたいと思
います。
○国務大臣(木原稔君) 防衛力整備計画の四十三
兆円程度というのは、これ閣議決定された金額で
あります。

防衛力整備計画において、各装備品の単価も含
めて、経費削減を含めて一層の経費の精査に努め
るとともに、様々な効率化、合理化の努力をこれ
までも行ってきたとおりですが、また今後もしつ
かりと行うこととしておられます。

例えば、まとめ買いの今後のもつと何かできる
ものがないか、あるいは、長期契約のスケールメ
リットを生かした価格低減策、また、できるだけ
民生品で活用できるものがあればそういった取組
を行うということ、そういった様々な価格低減に
努めているところであり、引き続き、このような
取組も含めて、防衛力の、防衛力整備の一層の効
率化、合理化、来年度予算というの、その四十
三兆円程度、五か年計画の二年目に当たるわけ
でありますので、引き続きそういった効率化、合理
化を徹底してまいりたいと思っております。

○石井苗子君 先ほど申し上げたとおり、喫緊の
課題は新しい戦争に対する対応でありまして、防
衛力の整備には時間が掛かることを考えると、現
在の防衛力整備の計画は更に現状に合わせて対応
し切れないものが出てくると思っております。

激動する国際情勢と申しますか、そういうもの
に応じて予算をどこに充てるのか、カットできる
ところも考えて常にアップデートを続けていく必
要があると思っております。まあスクラップ・ア
ン・ビルドという言葉が正しいかどうか分らない
んですが、先ほどのあのパンフレットはビルド
のところしか書いていないような気がするんで、
中古化したものを耐用年数考えてもう少し替え
て、古いものは捨てるのか、そういうこともでき
るんじゃないかと思っております。

時間ですので、次の質問、最後ですが、先ほど
の御発言にもありました、次期戦闘機。

昨年十二月に政府間機関設立条約に署名したと
あります。第三国への直接移転の仕組みを持つこ
とでイギリス、イタリアと同等に貢献する立場を
確保し、国益にも貢献するというふうに読めるん
ですが、実は日本の若い男性から質問を受けまし
た。

AI搭載の戦闘機の開発は今から何年掛かるん
ですか、二〇三五年というお答えがあったと思
いますが、その頃、戦闘機のスペックで日本を守
れるのですか、そのスペックは日本を守れること
になりますか、戦闘機は本当に有能ですか、時代遅
れにならないんですか、今から戦闘機に税金を使
うより核戦争に備えて国民を守ってくれる地下組
織の方をつくってくれないかと言われたら、私
がお答えするわけにはいかなかったんですが、地下
組織じゃない、地下設備ですね、失礼いたしました。
とんでもない、地下設備でございます。

国際社会が変化の中で日本を守るものがつ
くれるのですかということなんです、防衛大臣
は、もう一回言います、戦闘機は本当に有能なの
か、時代遅れにならないのか、今から戦闘機に税
金を使うより核戦争に備えて国民を守ってくれる
地下設備を考えてほしいと言われたんですが、日
本を守るものがつくれるのですかという御質問
に、防衛大臣、最後にお答えいただきたいと思
います。

○国務大臣(木原稔君) 次期戦闘機については、
今保有しているF2の退役が見込まれますので、
二〇三五年までに初号機を配備することとしてお
ります。ということ、今後十年程度開発が継続
見込みとなります。

戦闘機が本当に国を守るのかということ、す
が、それぞれの国が戦闘機持っています、世
代、世代がいろいろな戦闘機持っています、世
代が違っても戦闘機というものは、一代前のとい
うのは本当に役に立たなくなると思います、総理が予
算委員会でも答弁したように、F22の話はさ
れたと思いますが、それをシミュレーションしたこ
ろ、結果として一代前の戦闘機とF22では百八

対ゼロというふうになったように、もう本当にゼ
ロか百かのようなそういう結果が出てくるので、
新世代機が圧倒的に優位と言われているので、や
はり新世代機の開発や配備を進める必要がある
と。まさにすぐ陳腐化してしまうということなん
ですね。ですから、常に最新鋭の次期戦闘機を開
発すること、これが不可欠であるということだ
す。

開発が完了する二〇三五年の世界の話がござ
いましたけれども、我が国の防衛にとって、航空
機や巡航ミサイルによる空からの攻撃や、また艦
艇による海からの攻撃を、できる限り洋上ある
は遠方で阻止する必要があります。技術の進展
などによる戦闘機同士の戦い方の変化も踏まえ
て、センシング技術やステルス性能、ネットワーク
戦闘といった面で高い能力を持たせるとい
うこと、このことよって次期戦闘機がしっかりと機
能するということとなります。

無人機との連携、AI技術の話もありましたけ
れども、その無人機と有人機の連携という航空
優勢の確保のために極めて重要な要素だと考えて
います。次期戦闘機と連携する無人機について
も、これも二〇三五年頃までに開発完了を目指
しているところであり、いざにしても二〇三五年
というのの一つの開発完了の目標となりますので、
次期戦闘機の開発も含めて着実に推進してい
きたいと思っております。

○石井苗子君 マルチロールということを開いた
んですけれども、あらゆるところに機能を高めて
いく戦闘機ということ、それも必要なんです
が、私は、このイタリアとかイギリスとか、協力
して一緒に守って守って守って守って守って守
つていく、日本を守って守って守って守って守
つていく国というのをつくっていくということも一
つの目的もあるんじゃないかと思っております。

こんな言い方はどうかと思うんですけども、
何かするとまずいぞというふうにしてもらえ
るような戦闘機を協力開発して、共同開発して、高
性能なものを出して相手を行動しづらくなるとい

うようなものの戦闘機であるというのがマルチ
ロールではないかと思うんですが、そのような説
明が私ができるかどうか分かりませんが、若者に
対して日本を守っていくことをもう少し前
向きに説明していただきたいと思っております。

時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。
○松沢成文君 日本維新の会、教育無償化を実現
する会の松沢成文です。

防衛大臣、私の方からは質問ありませんので、
休んでください。いいですか。済みません。
それでは、もう恒例となりましたが、私はJT
のロシア事業から始めさせていただきたいと思
います。

大臣は所信で、ロシアのウクライナ侵略に対し
て、対口制裁とウクライナ支援を強力に推進する
と明言しています。にもかかわらず、日本政府の
特殊会社であるJTの完全子会社JT-Iは、ロシ
ア市場で最大のたばこ会社、そしてロシアの外資
系企業では最も納税をしている最大の会社です。
つまり、ロシアの経済、財政、雇用に多大な貢献
をしまつていて、実はロシアはこれ喜んでい
るわけですね。

これに対してウクライナは、たまらぬと、もう
四千億円も毎年納税されて、戦闘機を百機買える
それだけのお金、JTがロシア政府に支払ってい
る、冗談じゃないということで戦争支援企業に指
定をいたしました。

私は、この委員会で何度も、日本の外交方針に
反するJT-Iのロシア事業については、JT-Iの監
督権限を有する日本政府として撤退、譲渡、一時
停止などを指導すべきであると何度も言ってきた
したけれども、改めて、日本の外交責任者として
の大臣の見解を伺いたい。

○国務大臣(上川陽子君) JTグループのこのロ
シア事業についての御質問でございます。
現下の情勢を踏まえまして、既に新規の投資及
びマーケティング活動を停止しており、現在、
同社グループ経営からの分離を含めた選択肢の検

討が行われているものと承知をしているところでございます。

同社における今後のロシア事業でございますが、国際的な活動を行う企業として、まさに現下のウクライナ情勢、また同社を取り巻く状況、これを踏まえまして、同社において適切な判断、対応をしていくものと考えているところでございます。

政府といたしましては、引き続き、G7を含みます各国と連携をしながら、民間企業等とも意思疎通を図りつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 JTの対応を見守ると、政府としては積極的に動くつもりはないということであり、私、JTが企業としてどのように対応しようとしているのか、やはり調査、確認をしなければいけないというふうに思っています。

そこで、JTは政府の特殊会社でもありますが、JTの寺島社長を参考人として本委員会に招致していただきたく、委員長に取り計らいをお願いいたします。

○委員長(小野田紀美君) 後刻理事会において協議いたします。

○松沢成文君 それでは、次の質問、ちよつと角度を変えて、権力と闘う世界の女性たちへの評価についてというところで伺いたいと思います。

大臣は、WPS、女性・平和・安全保障を主要外交政策の理念とすることを所信でも強調されています。そこで、世界の政治分野で活躍する女性活動家に対する大臣の御評価を伺いたいと思います。この質問は、外務省としての見解ではなくて、女性活躍のロールモデルをつくりたいという政治家上川大臣の認識と評価を伺いたいと思います。御自身の言葉でお答えいただきたいと思

います。

まず、一人目であります。アメリカの大統領選挙の共和党予備選、スーパーチユーズデーが終

わって、私が期待していた大活躍したニッキー・ヘイリーさんは撤退をしまつたわけでありまして、私も、彼女の活動はすばらしかったというふうには思います。州知事を務めた経験、国連大使の経験もある、極端に陥らないモデレートな政策、そして最後まで共和党でトランプさんを相手に戦う闘志、さらには抜群の知名度。私は全てが一級品だと思います。

大臣は彼女の活動をどのように評価をいたしましたか。

○国務大臣(上川陽子君) ニッキー・ヘイリー氏でございますが、米国の大統領選挙に向けました共和党の予備選挙、この候補者指名争いから撤退を表明されたというところでございます。

元々、御紹介いただいたとおり、サウスカロライナ州史上初の女性知事と、州知事ということで二期お務めになっていらつしやいます。その後も国連大使を務めるなど、要職を歴任されてこられた方ということでございます。まさにキャリアを着実に積み重ねてこられたその実績、これが評価をされまして、そして多くの支援、支持を得まして今回大統領選挙に立候補されたというふう

に承知をしております。

今回撤退はされたところではございますが、更なる場を得て大いに活躍をされる方だということでございます。その意味ではロールモデルの一人というふうにご考えております。

○松沢成文君 ニッキー・ヘイリーさんは今後の大統領の候補になる方だと思っております。大臣も今、総理大臣に望ましい政治家として二位か三位にいます。将来はカウンターパートとして活躍をいただければなというふうに思います。私は、ニッキー・ヘイリーさんに対しては、ノーレーベルズという二大政党ではない無所属で打破しようということ活動して、私は、彼女が共和党を離党してノーレーベルズでもし大統領選挙に再挑戦したら、今回、共和党の反トランプ派、民主党の反バイデン派、そして真ん中にある無党派層を合わせれば、ひよつとしたら

奇跡が起きると思つて、今、フェイスブックでも一生懸命これを発信しております。

もし賛同いただける方は是非とも、アメリカも選挙革命やんきや駄目です、今の二大政党制だともう機能しません、もう罵り合いだけで終わっちゃういますからね、是非ともお願いしたいと思

います。

次に、先月、北極圏の刑務所で獄死したロシアの反政府活動家、アレクセイ・ナワリヌイ氏の妻、ユリア・ナワリヌイ氏は、亡夫の遺志を継いで、反プーチンの抗戦活動を、抵抗活動と続けると宣言いたしました。

まず、プーチン大統領又はロシア政府がナワリヌイ氏の死亡に関与していると考えていますか。

○国務大臣(上川陽子君) まず、第一点目の御質問でございますが、ナワリヌイ氏につきましては、我が国といたしまして、この二月二十四日のG7首脳声明、これで示されたとおり、ロシアがナワリヌイ氏の死因を完全に明らかにすべき、そうした立場でございます。政府としては極めて重大な関心を持って、状況につきましては注視を

してまいりたいというふうに思っております。

また、ナワリヌイ氏の妻でありますユリア・ナワリヌイ氏でございますが、まさにプーチン大統領への抵抗活動を継続する旨宣言をされているということについては承知をしております。恐らく、多分、御存命中から同志という、そうした中で活動を共にされてきたからこそ、そうした極めて強いメッセージをお出しになったのではないかと私は推察をしております。

その意味で、そういうことについて、まさに亡くなった夫でありますナワリヌイ氏のこの御遺志というものを尊重して戦つていきたいと、そういう意志を極めて力強く表明されたというふう

に理解をしております。

○松沢成文君 三人目です。香港の周庭さんについて伺いたい。

中国政府、香港政府の弾圧を受けて、民主活動家の周庭さん、英語ではアグネス・チョウさんとおっしゃるようですが、カナダのトロントに今逃れております。実質的な亡命です。先週七日の、昨日のテレビ東京の報道でインタビューを受けて、これ、香港警察からカナダでのスパイ活動を要求されていたということも告発をいたしました。

当局に指名手配されて、カナダまで追つかけて捕まえるぞと脅されながらも勇気ある発言を続ける周庭さんの活動を大臣はどのように評価しますか。自由と民主主義を求める彼女をサポートすべきでないかと考えますが、見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 香港をめぐる情勢につきましては、まさに二〇二〇年六月に国家安全維持法が制定されて、またそれ以降、委員御指摘のアグネス・チョウ氏を含めまして民主派の関係者が逮捕されるなど、様々な動きがございます。また、二〇二一年の三月におきましては、香港におきまして選挙制度に関する香港基本法の規定の変更もあるなど、一国二制度への信頼を損な

わせ、重大な懸念を強めざるを得ない、そうした事態が続いていると認識をしております。そういう中での活動ということでございます。

国境を越えて、今カナダということでございますが、それぞれの人權という形でしっかりと守つていく必要があるということでございます。注視をしてみたいと考えているところでございます。

○松沢成文君 もう少し時間がありますので、最後。世界的スーパースターの超人気アーティストであるテイラー・スウィフトさんがアメリカの大統領選挙についてSNSで発信し、大きな影響を及ぼしております。大臣は、超人気スター、スウィフトさんの政治

的発言は、表現の自由、言論の自由であるので全く問題ないと考えますが、それとも、政治家の発言が、無党派層や若者の投票行動、ひいては選挙結果に影響を与えるのは好ましくないと考えますか、どちらでしようか。

○国務大臣(上川陽子君) 今まさにアメリカで大統領選挙の予備選が行われている状況でございます。私、今外務大臣という立場でございます。アメリカにおきましての大統領選挙に係ることにつきましては、今の御質問については控えさせていただきますのがよろしいかというふうに思っておりますので、控えさせていただきますと思います。

○松沢成文君 大臣は、麻生副総裁からも、大変な能力を持った外務大臣、期待できると御推挙をいただいているわけでして、これからは是非とも、もちろん外務大臣として発言には限界もあるかもしれないませんが、やはり政治家としての主義主張をはっきり訴える、国際社会にも、私は必要だと思っております。

やっぱりヨーロッパやアメリカのトップリーダーは、やっぱり、自由と民主主義、人権を守る国と一緒にやるんだとなったら、それに反抗して国のような専制君主の国、独裁政治の国、徹底して非難するわけです。そしてそこで、反政府活動と言っちゃいけませんけれども、抵抗活動をして自由と民主主義を頑張っている人たちがハグまでして激励するんですよ。それでその国のスタンスというのが分かるんですね。

やはり、この発言がなかなか伝わらないと私は国益にも問題が出てくるし、日本というのはどういう考えでどういうスタンスなのかという、国が……

○委員長(小野田紀美君) 申合せの時間が参っておりますので、おまとめください。

○松沢成文君 分かりにくいと思いますので、是非とも今後の活動を御期待いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○榊葉賀津也君 国民民主党・新緑風会の榊葉賀津也でございます。

質問に入る前に、大臣に一点お伺いしたいと思うんですが、大臣、日本が抱える領土問題というのはどんなものがあるんでしょうか。

○委員長(小野田紀美君) どちらの大臣に。

○榊葉賀津也君 外務大臣に。

○国務大臣(上川陽子君) 日本の領土、領海、領空ということでございますが、日本の周辺海域も含めまして、極めて島嶼、島も多く、一万六千に、をめぐるといふふうに思いますが、北方領土を抱えているといふふうに思いますが、北方領土をめぐるといふことで、極めてこれ、この間、大きな問題として、私たちのまさに領土、領海、領空の国益に係る極めて重要な問題であると認識しております。

○榊葉賀津也君 ありがとうございます。

その大臣が冒頭おっしゃった竹島についてお伺いしたいと思いますが、大臣は所信表明演説で、竹島については、歴史的事実に照らしても、かつ、国際法上も日本固有の領土であるとの基本的な立場に基づき、毅然として対応してまいりますと述べられました。大臣の言うこの毅然として対応する、これどういう対応なんですか。

○国務大臣(上川陽子君) 竹島問題でございますが、竹島でございますが、まさに御指摘のとおり、歴史的事実に照らしても、かつ、国際法上も明らかに日本固有の領土であるということでございます。

先日、私、二月二十一日でございますが、G20の外相会合がございまして、そうした際にも日韓の外相会談を実施したところでございまして、私の方から趙烈外相部長官に対しまして、日本のこうした一貫した姿勢、立場、これを改めて表明をいたしました。外交上のやり取りということでございまして、詳細については明らかにすることがございます。詳しくは差し控えていただきますが、領土、領海、そして領空、この断固として守

り抜くと、こうした決意の下で毅然として対応していくと、どういう場でありましてそうした姿勢を貫いてまいりたいと考えております。

○榊葉賀津也君 ですから、その毅然というのはどういう態度でしようか。

○国務大臣(上川陽子君) これをいろいろ様な様々な機会を通して明確に主張し続けると、これは極めて重要なことであるといふふうに思っております。あらゆる場面を通じてこの課題や問題につきましては継続して主張をし、またそうした方向に向けて前進ができるように努力を続けていく、このことを重ねていく、このことが極めて重要と考えております。

○榊葉賀津也君 私、毅然というのは、やはり返還に向けたあらゆる外交努力をするということと、国内においてできる限りの運動を展開していくということ、領土をやっぱり取り戻さなければならぬといふふうに思います。

しかし、一九五二年一月十八日に韓国が一方的にいわれる李承晩ラインを設定して、竹島を韓国ラインの中に取り込んで、一九五四年、昭和二十九年でございまして、六月に韓国が竹島に海洋警察隊を派遣し、竹島の不法占拠がここから始まるんですが、今年でもう七十年でございまして、日本政府のこの竹島問題の一刻も早い平和的解決、これに向けた外交交渉、外交努力の進捗状況を大臣、教えてください。

○国務大臣(上川陽子君) まさに今委員が御指摘いただきましたとおり、この竹島問題につきましては、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠でございます。これに基づきまして、韓国が竹島に対して行っている措置、また行為、これも法的な正当性を有するものではないといふふうに考えているところでございます。

その意味でも、先ほど申し上げたとおり、しっかりと日本としての姿勢、これについては、繰り返し繰り返して繰り返した様な場におきまして主張をし外交努力を重ねていくということについては、努力を惜しまずやっつけていく必要があるといふ

ふうに思っているところでございます。

○榊葉賀津也君 去る二月二十二日は竹島の日でございまして、私も国民民主党を代表して参加をさせていただきます。今日、この竹島の質問をするに隠岐の島町の皆さんや島根の皆さんに約束したので、今日は所信でこの質問をしているわけでございますが、参加した政党は、自由民主党と立憲民主党と国民民主党の三党でございます。自由民主党からは金子恭之先生、立憲民主党からは渡辺周先生、そして国民民主党からは不肖私が参加をさせていただいて、政府を代表して平沼内閣府大臣政務官が代表で御参加をされました。

ただ、大臣、平沼政務官や金子先生が、自民党の代表が挨拶をすると、やじが飛ぶんですよ。なぜだと思えます。

○国務大臣(上川陽子君) 政府を代表してその場で挨拶をする、そうした立場で出席をしていると理解をしておりますので、今、やじが飛ぶのはなぜかという、その場にいらっしゃった委員の御指摘でございますが、その理由については、私自身これだということを明確に述べるといふことについてはちよつと難しい状況です。

○榊葉賀津也君 島根の皆さんに聞いたら、おむね竹島の日になると与党に敵しい目が向けられると関係者がおっしゃっておりました。その大きな理由が、返還に向けた外交や国民運動を全力で展開すべきと言っていますが、多分そうやってないからなんだろうと思えます。

二月七日の北方領土の日、これは昭和五十六年、一九八一年の一月六日の閣議決定で制定されて、北方領土返還要求全国大会はまさに国主催全国大会で、総理大臣、外務大臣、沖縄北方担当大臣、立法府衆参の関係委員長、小野田委員長も出席されたと思えますが、そして各党の代表が全員勢ぞろいなんですね。

他方、同じ領土問題である、毅然と対応すると言っているこの竹島は、二月二十二日が竹島の日なんです。二〇〇五年三月十六日に島根県の県の条例でこの日が制定されて、竹島の日を定める

条例と制定されました。翌二〇〇六年から式典が始まりまして、返還要求県民大会が始まったんですね。その主催は、北方領土のように国ではなくて、島根県、島根県議会、竹島・北方領土返還要求県民会議なんです。この間、政府は一切これにタッチしていませんでしたが、その後、第八回大会まで政府は出席せずにおりました。

上川大臣、なぜこの竹島の問題を島根県に任せきりなんでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) まさに竹島、先ほど申し上げたとおり、歴史的事実に照らしても、かつ、国際法上も明らかに我が国の固有の領土であるということにつきましては、これは論をまたないわけでございます。

政府としては、この竹島の領有権の問題に對しての我が国の立場を主張し、問題の、まさに委員が御指摘のように平和的解決、これを図る上で何が有効な方策であるかということにつきましても、不断に検討を行ってきたところでござい

今、条例で設定されたということで北方領土とは違いがあると御指摘がございましたけれども、そのことも踏まえて考えてみましても、まさに国民運動としての取組ということについては極めて重要であるというふうに認識をしているところであります。

政府といたしまして、今後とも、竹島の日の記念式典、これについてどのような形で開催するかにつきましては適切かつ総合的に判断をしたいと思いますというふうに思っておりますが、いずれにいたしまして、領土、領海、領空を断固として守り抜くと、こうした決意の下で毅然として対応してまいりたいと考えております。

○榊葉賀津也君 今日内閣府の渡部審議官がお見えになっていますが、なぜ領土問題の担当大臣がこの式典に出ずに政務官でいつも対応されるんでしょうか。(発言する者あり)

○委員長(小野田紀美君) 挙手をお願いします。○政府参考人(渡部良一君) お答えいたします。

竹島の日の対応につきましては、それぞれ諸般の情勢を踏まえまして毎年適切に対応しているところでございます。結果としまして、これまで、本年も含めまして、内閣府大臣政務官から出席をいただいているという状況でございます。

○榊葉賀津也君 諸般の情勢とは何ですか。

○委員長(小野田紀美君) 挙手をお願いします。

○政府参考人(渡部良一君) お答えいたします。竹島をめぐる、関連するあらゆる情勢というところでございます。

○榊葉賀津也君 北方領土が総理大臣、外務大臣、衆参の委員長、各党代表で、なぜ竹島の日は領土担当大臣が出ないんですか。総理とは言っていない。領土担当大臣が出ない理由は何ですか。

○政府参考人(渡部良一君) 繰り返しになりましたが、恐縮でございますが、竹島の日の対応につきましては、これまで諸般の情勢を踏まえて適切に対応してきているところでございます。

○榊葉賀津也君 これ、竹島返らないよ、こんなこと言ったら。毅然として対応するんじゃないんですか。

上川大臣、国民世論の啓発と国際社会への正しいメッセージを発信するために、北方領土同様に竹島の日の閣議決定して、政府主催で竹島の日を、この式典を開催すべきだと思っておりますが、外務大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 政府といたしましては、まさにこの竹島の領有権をめぐる問題を中心に、その我が国の立場、これについては主張をすることということで、先ほど申し上げてきたとおりであります。問題の平和的解決を図る上で何が有効かというこの方策につきましては、不断の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほどは私の方から、外交的な場面の中でしっかりと毅然とした態度を取って主張していく、さらに国内におきましてもそうした努力をしていくと、こうした観点からこの竹島の日があるわけでございますので、政府といたしまして、今後とも、竹島の日の記念式典、どのような形で開催す

るかということにつきまして適切かつ総合的に判断をしたいと思いますと考えております。

○榊葉賀津也君 韓国に遠慮されているんでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 国内の中での取組ということでございますので、これはまさに国家の中で決めていくべきことであるというふうに認識をいたしております。

○榊葉賀津也君 この問題はもう平成の時代から何度も質問主意書出ているんですが、ずっと不断に検討していく考えであると、この繰り返しな話ですね。

地元の皆さんの、自民党員である地元の皆さんの話によると、自民党は島根県が主導して竹島の日の制定や式典開催に実は当初大変後ろ向きだったと、だから、第八回大会まで誰も政府は出ずにノータッチだったんですね。安倍総理になって初めて島尻安伊子政務官が出ていただきました。

実は、民主党政権の最後、野田内閣は、二〇一二年十一月に内閣官房に竹島問題準備チームというのをつくりました。政府に竹島の冠の付いた行政組織ができたのは、これは初めてなんです。しかし、民主党が下野してこの準備チームがなくなりました、北方領土とそれから尖閣諸島の問題も併せて領土・主権対策企画調整室というふうに変わっちゃったんです。地元の皆さんは、竹島の冠の付いた行政組織が付いたので本当に喜んだんですけど、しかし、自民党政権に戻って、これがなくなつて本当にがっかりしたというふうに言われま

した。

そして、日本を取り戻す、Jーファイル二〇一二、自民党の選挙公約ですよ。この二〇一二年のJーファイル、自由民主党、日本を取り戻すと云ったこの政策集には、政府主催で二月二十二日を竹島の日、政府主催で二月二十二日を竹島の日として式典を開催するということが明記されているんですね。しかし、翌年に行われた参議院の自民党の公約からは、この政府主導という文言が消えてしまいました。

私は、毅然と対応するというのは、島根の皆さん、本当に頑張っていますよ。私は、韓国が友人だからこそ、言うべきことを毅然と言つて、友情は友情、しかし我が国の主権をしっかりと主張するというところは主張するということを毅然とやるのが大切だろうと思えます。

大臣、もう一度お伺いしますが、これは自民党も公約に書いてあった竹島の日をきちっと閣議決定して、政府主催でやるべきだとは思いませんか。

○国務大臣(上川陽子君) 再三申し上げているところではございますが、竹島は、歴史的事実から見ても、また国際法上も明らかに我が国固有の領土であるということでございます。

政府といたしましては、竹島の領有権の問題に對しての我が国の立場につきましては、先ほど来申し上げましたとおり、私自身もそのような形で毅然として主張してきている状況でございます。これにつきましては、繰り返しこの主張を続けてまいりたいというふうに思っております。

問題の平和的解決を図る上で何が有効な方策であるかどうかにつきましては不断に検討を行ってきたところでございますが、今申し上げたような観点から、この式典も含めまして、どのような形で開催するかにつきましては適切かつ総合的に判断をし、そして、いずれにしても、領土、領海、領空を断固として守り抜くと、こうした決意の下で更なる努力をしたいと思いますと考えております。

○榊葉賀津也君 今の政治の信頼が失墜していますが、私は国民と約束したものは守るべきだと思います。我々も、トリガー条項凍結解除すると言つて、できつけないとみんなに言われませんが、まだ諦めていません。それは国民と約束したからです。愚直に、約束したものを守り抜くということとが私は大事なんだろうと思えます。

すが、これについて、渡部さん、教えてください。

○政府参考人(渡部良一君) お答えいたします。本年二月二十二日に開催された第十九回竹島の日記念式典、竹島・北方領土返還要求運動県民大会におきまして、竹島の領土権の早期確立を求める特別決議が決定されました。

決議の内容でございますが、七項目のうち、第一ですが、政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開をし、全国各地で啓発展示等を実施すること。第二に、竹島に関する研究体制を強化し、調査、資料の収集、保存、若手研究者の育成などを積極的に展開し、島根県が実施する竹島問題の調査研究について必要な支援を行うこと。第三に、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。第四に、政府主催による竹島の日式典の開催や竹島の日の閣議決定を行うこと。第五に、竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。第六に、学校教育において竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組を強めること。第七に、竹島の領土権を確立し、EEZ、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ることとなっております。

○榎葉賀津也君 これ決議をされました。自民党、立憲民主党、そして国民民主党、そして平沼政務官、平沼政務官はもう拍手されましたから、これ実現してくださいね。是非、実現するようお願いします。

最後に、防衛大臣にお伺いしたいと思います。韓国はかつて、独島防衛訓練として、竹島への上陸訓練を含む軍事訓練を竹島周辺で毎年実施をしております。日韓関係が良好となったと思われる尹政権下でも恐らく訓練行われているか、そしてこれに対してどういう抗議されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(加野幸司君) お答え申し上げます。

韓国でございますけれども、従来から、東海領土守護訓練と称します定期的な軍事訓練を、竹島周辺において原則非公開で実施をしておりますものと承知しております。

その上で、報道によりますと、二〇二二年五月に発足いたしました尹政権におきましては、一年に二回、計四回実施をしております。これらにつきましては、韓国海軍、韓国海洋警察庁、それらの艦艇が参加をしているというふうな承知をいたしております。

○国務大臣(木原稔君) 今参考人から申し上げた、竹島で軍事訓練が行われているということにつきましては、竹島が歴史的事実に照らしても、国際法上も我が固有の領土であるということに鑑みるならば、到底これは受け入れることはできないという立場でございます。

防衛省としては、政府全体としては外交ルートを通じて直ちに抗議が行われているところでございますが、防衛省としましては、この在京の韓国大使館に武官がおりますので、武官に対しまして、カウンターパートである国際政策課長から強く抗議をした上で、類似の訓練を一切行わないよう強く求めてきたところでございます。

一方で、防衛省としては、北朝鮮の核・ミサイル開発をめぐる状況もござります。我が国や地域を取り巻く安全保障環境が引き続き厳しき、不確実性を増す中にある、本来であれば日韓関係をして日米韓の連携というのはいずれも重要であると、防衛省としては一方でそのように考えています。

竹島に関する軍事訓練については、韓国側の適切な対応を強く求めるとともに、日韓、日米韓の連携の観点からは、引き続き、韓国側とは意思疎通はしてまいりたいと思っております。

○榎葉賀津也君 竹島の問題にずっと取り組んでいらつしやる島根の皆さんと関係各位に心から敬意を表しまして、質問を終わりたいと思えます。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美です。木原大臣の所信について内容を見てみますと、

国民に不安をおおりにあおって、どんどん沖縄の基地化、あるいは基地拡大しようとしているのではないかと沖縄県民は危機感を持っていると思えます。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕
沖縄県民が米軍基地だけではなくて自衛隊基地の建設にも警戒するのは、さきの大戦で日本軍の拠点としたところがごとく攻撃、爆撃されたからにはほかなりません。

二度と戦争はしない、二度と政府の正義に振り回されない、これが私たちが国民の決意です。この戦争放棄の決意は憲法九条に込められました。国際紛争は武力によつて解決できない、武力によつて解決しようとしてはならないと、こういうことが戦争の最大の教訓です。武力の支配を法の支配に変える、これが我が平和憲法の理念ですが、木原大臣は法の支配を武力の支配に変えようとしているのではないかとやわらざるを得ません。

我が国を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しく複雑なものとなっている、もうこれ何度も聞くわけですが、沖縄県に対して力による一方的な現状変更を強行しています。結果、沖縄を取り巻く安全保障環境は戦後最も厳しくなり、沖縄こそ戦後最大の試練のときを迎えていると言えます。

具体例を挙げて質問したいと思います。昨年の十一月二十九日に墜落したオスプレイの飛行停止の解除について伺います。

その翌日の外交防衛委員会、私が、政府として米軍に対し厳重に抗議し、飛行の自粛要請ではなく、日本国内における飛行を即時禁止すべきではないかと、こう質問したのに対し、木原大臣は、今般のような米軍の事故の発生というのは、地域の皆様に大きな不安を与えるものであり、誠に遺憾であります。米側に対しては、国内に配備されたオスプレイについて、捜索救助活動を除き、飛行に係る安全が確認されてから飛行を行うよう要請するとともに、事故の状況について早期の情報提供を求めていると、そう答弁されました。

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕
木原大臣は、この三月九日、米側から事故の原因、安全対策で前例のないレベルで詳細な情報提供を受けた、地元不安や懸念の払拭のため、再開前に丁寧な説明したいと述べていますが、防衛省独自の調査権限も能力もない、米側の判断を追認するしかない防衛省が何をどのように確認して丁寧な説明されるのでしょうか。丁寧な説明できれば危険なオスプレイが安全になるのでしょうか。木原大臣、国民が安心できる、納得できる説明をするべきではないでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 今回の事故が地域の方々には大きな不安を与えたものであったということは、改めてこれを重く受け止めたいと思えます。また、そのオスプレイは陸上自衛隊も運用する機体でもありますから、防衛省・自衛隊としても、飛行の安全確保、これが最重要課題であり、運用再開に当たっては十分な安全対策というのを講じなければいけないというふうな考えしております。

今回、この事故を受けた日米間の確認作業を毎週VTCによって行ってきたわけでありまして、結果として、航空機の機能を発揮させるために必要な構成品の中において、特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因であるという、そのような認識に至りました。私自身もそういうふうな理解ができましたので、事故原因が特定されましたので、各種の安全対策を講じた上で、その特定部品の不具合による事故を予防、対処することができると考えています。

こういったことを、しっかりとこれから地元自治体の皆様方に丁寧な説明をしてまいりたいと思っております。

○高良鉄美君 沖縄の方は、この飛行再開がちょっとうわさされるぐらい、普天間の方ではエンジン調整音が聞こえたんです。繰り返しになりますが、米軍が運用上必要と考えればいつでも飛行再開できるのは、この不平等

な日米地位協定があるためです。日米地位協定がある限り、日本政府は米軍に対して無力です。木原大臣は日本の防衛大臣です。国民が繰り返し飛行中止を求めている欠陥機オスプレイの飛行さえ止められない。これで日本の国防を任せられるわけがありません。不平等な日米地位協定はやはり抜本的に改定すべきであるということを示し上げ、次の質問に入ります。

今月六日ですけれども、沖縄県選出の野党議員でつくるうりずんの会が、うるま市の旧ゴルフ場跡地に計画されている陸上自衛隊の訓練場、この設置の断念を求めて要望書を木原大臣宛てに出しました。

訓練場予定地の近くにある石川岳、この山は森林浴の森百選に選出され、休日には多くの家族連れが散歩に訪れるなど県民の憩いの場所となっています。また、年間四万人の児童や生徒らが利用する沖縄県立石川青少年の家の宿泊棟の位置というのは、訓練場から僅か六十メートルしか離れていません。夜間偵察など諸訓練を行う環境にはありません。こうした懸念から、地元区長会が反対を表明し、玉城デニー知事も木原大臣に計画取りやめを申し入れたほか、自民党沖縄県連も白紙撤回を訴えています。

そして、沖縄県議会は今月七日、白紙撤回を求める意見書を欠席、退席なしの全議員による全会一致で可決しました。

訓練場予定地近くには米海兵隊のキャンプ・ハセン演習場があるため、日頃から米軍の射撃音が住宅地に鳴り響いています。米軍専用施設の七割が集中する沖縄で更に自衛隊基地、部隊の増強配備、これを進める政府に対して、今県民は不信を募らせています。

木原大臣は、このような沖縄県民の声をどのように受け止められているでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) まず、経緯から申し上げますと、その沖縄県うるま市の石川のゴルフ場の陸上自衛隊の訓練場の整備のごときでございますけれども、省内において、この一五旅団を師団化するに当たって、訓練の所要、これを広げないといけないということから様々な検討、調整を行った結果として、昨年十二月にまずは御地元であるうるま市や沖縄県に対して情報提供、そして説明をまず行ったところです。

また、その後うるま市の方から沖縄防衛局に対して説明会を行うように御要請をいただいたこと、こういったことを受けて、二月十一日に近隣住民の皆様を対象とした説明会を開催いたしました。これ、うるま市の要請を受けて開催したところでございます。

防衛省としては、その際に、地元の皆様に対する丁寧な説明や適切な情報提供を行うということが重要であるという認識の下、これまでのその時点の考え方を説明し、そして地元調整のプロセスをお話をさせていただいたところでもあります。現在、住民生活との関係、これをやっぱり重視しなければいけないので、取得後の土地の在り方について改めて検討を行っているところでありまして、結論が得られた段階で地元の皆様方に再度丁寧に説明していかなきやいけないと思っております。

おっしゃるように、意見書等厳しい御意見を、その後ですね、その後いただいているものと認識しております、ここはしっかり受け止めてまいります。

以上です。

○高良鉄美君 現場にももちろん立ち寄られたと思うんですけども、説明会を最初やっぱり住民の側から要求しているわけですね。それで、それから説明会があったということですけども、本来でしたらそこはもう先にやらないといけないんだと思います。

そして、私も現場に行っただんですけども、もう最短距離のところは、子供たちが、この石川の青少年の家の宿泊施設、そして子供たちは散策をするんですけども、その散策場所から一番近いところ五メートルですよ、上の方に。こういうところは、もう訓練場としては不適も不適ですよ、

本当に。そこはやっぱり、しかも予約がもう一年間ずっと埋まっているわけですよ、中学生、小学生、高校まで。ですから、こういったところをよく考えていただいて、これはもうやっぱり、もう不適という以上に、こういう場所がもう駄目なんだということをしつかり検討していただいて、もうこれは断念にしないと問題だろうと思えますね、逆に。

そして、これは、先ほどの県議会の自民党も入った全会一致ですから。しかも、その上に、今のうるま市というのは、この訓練場予定地のところには小学校が近くにあつて、ここに落ちたわけですよ、ジェット機が、復帰前ですけどね。十七名子供が亡くなつて、二百名以上がけがした。そういうような状況にあつて、さらにそこにミサイルの配備が今、今度は昨日、おとといですね、分屯地の方に行くと、こんな状況であつて、さらに石垣島に米軍のイージス艦が入ると。こんな状況の中の沖縄で、もうこれは飽和状態です。その辺もちょっと伝えておきたいと思えます。

続いて、上川大臣にお伺いしたいと思います。安倍元総理は拉致問題を最重要課題としてきましたが、戦後最長、最高のポストにいなから、一ミリも前に動かすことはできませんでした。安倍元総理は本会議で、北朝鮮の核、ミサイルの問題、そして拉致問題を解決すると述べ、北朝鮮にその政策を変更させなければならぬ、そのために、国際社会とともに北朝鮮への圧力を一層強化してまいります。さらに、ミサイル防衛体制を始めたとする我が国防を強化に言及しました。対話と圧力と言いながら、圧力だけで対話の姿勢を見せなかつたのですから、日朝間の信頼関係を築くことができなかったと言えます。

岸田内閣の林大臣、そして上川大臣は、北朝鮮との間では、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指しますと述べられました。このことは対話の意思があるものと受け取れたと思えます。

一方で、防衛大臣の所信を聞くと、法の支配ではなく武力の支配にシフトし、日本の防衛政策や木原大臣の姿勢が外交のブレーキになりかねないのではないかと懸念しますが、上川大臣の見解を伺います。

○国務大臣(上川陽子君) 外務省といたしましては、この危機、これを未然に防ぎ、また平和で安定した国際環境、これを能動的に創出するため、外交と防衛、これを連携させながら、総合的に外交・安全保障政策を進めているところでございます。北朝鮮への対応に当たりまして、こうした考え方で臨んでいる状況でございます。

その上で、我が国の一貫した方針でございますが、まさに委員御指摘のとおり、日朝平壤宣言に基づきまして、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決をし、不幸な過去を清算して、そして日朝国交正常化の実現を目指すというものでございます。

防衛省を始めとする関係省庁とも緊密に連携しつつ、政府一丸となつて対応してまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 外交と防衛ということで、この委員会の質疑というのが非常に重要な意味を持っていると思えます。

次に、選択的夫婦別姓が実現できないために、三月八日、男女十二名が国際女性デーに第三次夫婦別姓訴訟を提起しました。この間、経済界からも法改正を望む声が高まっています。法制審議会から答申されたのは二十八年も前です。民法改正ができない最大の要因は我々政治家にあると思えますが、政府の努力も必要ではないでしょうか。

国連女性差別撤廃委員会は、二〇〇三年の審査から法改正を行うよう日本に求め、二〇〇九年にはフオローアップの対象となりました。二〇一六年にも同様の勧告が行われました。今年十月には、この委員会による第九回審査が行われます。女性差別撤廃条約は内閣府も所管しています。男女共同参画担当大臣、法務大臣を経験された上川大臣は、国際的にはもう日本の顔になるわ

けです。ジェンダー平等の遅れが日本の名誉ある地位を占めるどころか批判されるわけですから、理解が深まる努力をすべきだと思いますが、上川大臣の御認識を伺います。

○国務大臣(上川陽子君) 選択的夫婦別氏制度に
関連しまして、委員から御指摘がございましたと
おり、女子差別撤廃委員会から勧告がなされてい
る状況でございます。

女子差別撤廃条約を所管いたします外務大臣と
いたしまして、引き続き、国内の関係省庁とよく
連携をしつつ、勧告の内容等につきまして国内
理解の促進、これに努めるとともに、過去の審査
におきましての女子差別撤廃委員会の勧告を十分
に検討した上で、次回の審査にしっかりと対応し
てまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 ありがとうございます。

法制審の方ですね、これまで、この選択的夫婦
別姓だけではなくて、ほかの、婚外子相続分規定
の差別の撤廃、女性の再婚禁止期間の短縮、女性
の婚姻最低年齢の引上げ、こういうものがありま
した。これらはいずれも、最高裁の違憲判断と
か、あるいはほかの法改正に合わせて改正されま
した。しかし、最高裁からこの選択的夫婦別姓に
ついてやっぱり違憲と、憲法違反だということ
を突き付けられるまで国会が不作為を続けるんでは
なくて、一日も早く立法解決すべきだと申し上げ
、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○伊波洋一君 ハイサイ、沖縄の風の伊波洋一で
す。

辺野古古代執行の問題、あるいは、うるま市石川
の陸自訓練場計画の問題点は、本当に今県民が反
対をしているように、高良議員が指摘したとおり
です。

辺野古古代執行は、民主主義と地方自治の否定で
あり、絶対に容認できません。強く抗議し、これ
からも辺野古断念を求めてまいります。また、う
るま市訓練場建設への、うるま市内全自治会、市
議会、市長、そしてまた沖縄県議会、県知事を含

めた反対と白紙撤回要求には、岸田政権が安保三
文書を進める南西諸島のミサイル基地化計画で再
び沖縄が戦場にされる恐怖をうるま市民や沖縄県
民が感じていることにあります。陸自訓練場計画
の白紙撤回と、土地取得断念することを強く
求めます。

上川外務大臣が大臣所信で述べた、昨年十一月
十六日の岸田総理と習近平国家主席の日中首脳会
談について伺います。

外務省の発表は、資料①、②のように、「両首
脳は、日中間の四つの基本文書の諸原則と共通認
識を堅持し、「戦略的互恵関係」を包括的に推進す
ることを再確認した。その上で両首脳は、日中間
の新たな時代を切り開くべく、「建設的かつ安定
的な日中関係」の構築という大きな方向性を確
認した。」とし、「台湾海峡の平和と安定が我が国
を含む国際社会にとっても極めて重要である旨改
めて強調するとともに、(先方から台湾に関する
立場を述べたのに対し)我が国の台湾に関する立
場は、一九七二年の日中共同声明にあるとおりで
あり、この立場に一切の変更はない旨述べた。」と
しています。

そのとおりで間違いはないでしょうか。上川大
臣、お答えください。

○国務大臣(上川陽子君) 昨年十一月十六日の日
中首脳会談後の外務省の報道発表に関しまして、
今、当該の部分につきまして委員読み上げられた
ということでございますが、そのとおりでござい
ます。

○伊波洋一君 この発表にあります日中間の四つ
の基本文書とは何を指していますか。上川大臣、
お答えください。

○国務大臣(上川陽子君) 御指摘の日中間の四つ
の基本文書でございますが、第一に、一九七二年
に日本国政府と中華人民共和国の共同声明、
一九七八年、日本国と中華人民共和国との間の平
和友好条約、一九九八年、平和と発展のための友
好協力パートナーシップの構築に関する日中共同
宣言、及び二〇〇八年の戦略的互恵関係の包括的

推進に関する日中共同声明を指すものでございま
す。

○伊波洋一君 四つの基本文書に入っている日中
平和友好条約は、一九七二年の日中国交回復を実
現した際の日中共同声明から六年後の一九七八年
に締結され、昨年は日中平和友好条約四十五周年
でした。十一月十六日の日中首脳会談でも、「岸
田総理大臣から、本年は日中平和友好条約四十五
周年の節目に当たり」、「今後の日中関係を展望
する良い機会となった、日中両国が地域と国際社
会をリードする大国として、世界の平和と安定に
貢献するため責任を果たしていくことが重要であ
る旨述べた。」と外務省は発表しています。

この日中平和友好条約の第一条の二には何と書
かれているでしょうか。上川大臣、読み上げてく
ださい。その上で、大臣は、その文言の中にあり
ます「すべての紛争を平和的手段により解決し及
び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認
する。」としていることは今日でも有効であると認
識しているか、お答えください。

○国務大臣(上川陽子君) 日中平和友好条約第一
条の二は、引用しますが、「両締約国は、前記の
諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の
関係において、すべての紛争を平和的手段により
解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないこ
とを確認する。」、閉じますが、と規定をしており
ます。

御指摘の箇所を含めまして、日中平和友好条約
全体として有効であると考えております。

○伊波洋一君 今回の日中首脳会談で再確認され
た戦略的互恵関係の包括的推進は、日中首脳会談
で二〇〇八年五月七日に発出された戦略的互恵関
係の包括的推進に関する日中共同声明で、配付資
料③から⑤のように、「日中関係が両国のいずれ
にとっても最も重要な二国間関係の一つであり、
今や日中両国が、アジア太平洋地域及び世界の平
和、安定、発展に対し大きな影響力を有し、厳粛
な責任を負っているとの認識で一致した。」で始ま
る六項目の合意で、政治的相互信頼の増進以下五

つの柱に沿って、対話と協力の枠組みを構築し、
協力していくことを決意したとするものです。

私は、昨年十一月の日中首脳会談での戦略的互
恵関係の包括的推進に関することを再確認した
合意は、沖縄を戦場にさせないことを求める沖縄
県民にとって大変大切なものと考えています。

岸田政権が進める安保三文書は、沖縄の戦場化
を前提に、ミサイル基地を含む自衛隊基地を南西
諸島の島々に建設し、二百キロしか飛ばなかった
自衛隊ミサイルを周辺国の基地まで届く射程一千
キロ以上に拡大し、南西諸島に配備するとしてい
ます。南西諸島だけではなく、日本全国に沖縄の
ような軍事化を拡大する計画が既にスタートして
おり、二千発近いミサイルが全国各地の陸自ミサ
イル駐屯地や空自自衛隊基地、海自基地のイー
ズ艦に配備される予定で、全国の自衛隊基地が
周辺諸国の脅威となり、敵国から狙われる標的と
なります。国民にとって戦争ほど無意味で有害な
ものはありません。

安保三文書の根拠となった、配付資料⑦の防衛
研究所令和三年度特別研究、「将来の戦闘様相を
踏まえた我が国の戦闘構想は、長距離射程ミサ
イルを重層的に配備する必要性と、中国の航空基
地を撃破することが必要で、ミサイルや超音速兵
器のようなハードターゲットをも破壊し得る装備
の開発が必要と強調しました。

しかし、配付資料⑧のC S I S報告書、これは
二十四通りの台湾有事におけるウォーゲームです
けれども、その中で明確にしているのは、米国は
中国領土や領海を攻撃しないということの基本と
していることです。その中で行われているウォー
ゲームなんですね。ところが、一方、今述べたよ
うに、日本の三文書は明らかに明確に、周辺諸国
にミサイルを撃つという、そのことを前提にして
行われております。そのような流れの中にある今
の中で、やはり転換点となるべきことが今回の戦
略的互恵関係の再構築ではないかと私は思いま
す。

上川大臣は、昨年十一月の日中首脳会談で確認

した戦略的互惠関係の包括的な推進をどのように取り組む予定ですか。

○国務大臣(上川陽子君) 日中両国間におきましては、様々な可能性とともに、数多くの課題、また懸案がございます。

両国は、地域と国際社会の平和と繁栄にとりまして、共に重要な責任を負う大国であります。

中国との間におきましては、戦略的互惠関係を包括的に推進するとともに、まさに主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含めまして対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力すると、こうした建設的かつ安定的な関係の構築、これを双方の努力で進めていくというのが我が国の一貫した方針でございます。

昨年十一月に私は王毅外交部長と会談をいたしました。こうした大きな方向性に沿った日中関係の発展に向けて緊密に連携していく旨を確認したところでございます。

今後、中国との間におきましては、幅広い分野におきましてあらゆるレベルで緊密に意思疎通を図り、日中関係を深化、発展させていく考えでございます。

○伊波洋一君 かつて、二〇一八年十月二十五日から二十七日にかけて安倍総理大臣が訪中をして、三十二項目の合意を中国と、習近平主席と合意を確認しています。それは、二〇一〇年から全ての様々な課題を解決に向けたスタートポイントを確認したわけですが、しかし、その当時、米中対立とコロナパンデミックによって、結局は実行されずに今のままになっております。

私は、やはりその三十二項目合意からスタートするべきであろうと思っておりますし、そういうことを含めて日中が平和的に外交でスタートをさせていくと、その機会になっていくことを求め、この質問を終わりたいと思えます。

次に、オスブレイの運用停止措置の解除について伺います。

防衛省は、去る八日の夜、オスブレイの運用停止措置の解除を発表しました。沖縄県は二〇一三

年に建白書でオスブレイの配備撤回を訴えていたにもかかわらず、米軍普天間飛行場にオスブレイが配備されて以来、県民はすごい騒音と部品落下、あるいは恐怖、墜落の恐怖にさらされ続けてきました。

現在、沖縄県内には普天間のMV22が二十四機、嘉手納にCMV22が三機あるほか、不定期に海軍のV22も外来機として来ています。

昨年十一月二十九日の屋久島沖での墜落事故を受け、沖縄県知事や鹿児島県知事は、少なくとも事故原因の究明までの飛行停止を求めています。防衛省は、オースティン国防長官から米国防総省の関係部署に対し、日本の国内のオスブレイ運用前に必ず日本政府と調整を行うように指示が出されていると述べてきましたが、防衛大臣の三月八日の閣議後会見で、三月七日の夕方に米側から具体的な調整の連絡があった旨発言があった、と、その僅か半日後に、防衛省は安全に運用を再開できると考えていると発表しました。

防衛省はこれまで、米軍の運用停止措置の解除が適切かどうかについて、米軍から情報提供を受け、オスブレイを運用する防衛省・自衛隊としても自ら主体的に判断する必要があると言ってきました。なぜ、米軍オスブレイの運用停止措置解除について合理的であると評価し、運用再開できると考えているのですか。

○国務大臣(木原稔君) 改めて、今回の事故が地域の方々に大きな不安を与えるものであったこと、このことは重く受け止めております。

オスブレイは私も陸上自衛隊も運用する機体でもありますので、飛行の安全を確保した上で運用を再開することが不可欠です。

こうした観点から、事故以降、装備部門や陸上自衛隊を含む防衛省内の各部署が部局横断的に連携をし、オスブレイの設計、また技術に係る安全性について責任を有する米軍の専門部局と毎週VTCにおいて会議を行ってきました。

また、今回の運用停止措置の解除に当たっては、陸上自衛隊のオスブレイを運用する部隊の隊

長あるいはパイロット、整備員、防衛装備庁の航空機の技術者、当該米軍の専門部局と直接意見交換を行うなど、米側からは事故の状況や原因、安全対策について極めて詳細な情報提供を受けております。

防衛省としては、前例にないレベルで、情報共有として技術情報に関するやり取りがなされていると認識しています。

今回の事故に関する米軍の原因分析や安全対策は、専門的な見地や運用者の立場からも合理的であると、また主体的に評価できるものであり、各種の安全対策の措置を講じることで陸上自衛隊のオスブレイも含めて安全に運用が再開できる、そのための準備を進めていきたいと考えております。

○伊波洋一君 米国海軍協会ニュースの、海軍と海兵隊がV22を空に戻す準備を進める中、疑問が残るとする記事では、V22オスブレイ墜落事故について、何が損傷したかは分かっているが、その理由はまだ分かっていない、と書かれています。

別の報道でも、空軍の事故調査委員会の調査は進行中で、まだ事故調査報告書は出されていないと書かれています。

防衛省は、米側から事故調査報告書の提供を受けましたか。事故調査ははまだ進行中であり、事故調査報告書はまだ作成されていないのではないですか。

○国務大臣(木原稔君) 今おっしゃったそのメディアのインタビューの内容というのは承知をしておりますが、米軍オスブレイの墜落事故に関する事故調査委員会においては、現在、その報告書の作成に当たっております。

報告書というのは、その事故原因のみならず、安全対策として再発防止であったり、あるいはそれに関わる訴訟の問題、あるいは軍の内部における懲戒処分の内容、そういったものが盛り込まれるために、その報告書というのは公表されるまでの内容は非公開というのがこの米国における国内法の制限というふうになっておるといふことでこ

ざいます。

現時点においては、この当該報告書は作成されていないものというふうには承知しております。

○伊波洋一君 今基本的なところで質問をしております。

二月二十日の米軍のプレスリリースでも、その時点で、発生した物質的不具合は判明しているが、その原因は特定されていない、と発表されておりました。米国の報道でも、どの部品がどのように故障したかは理解しているが、なぜ故障したかは調査中だと。

三月八日の防衛省発表でも、事故の原因となつた部品の不具合は特定されただけで、依然として原因は特定できない。つまり、特定された部品がどうして損傷したのか、あるいは何百時間、どのくらいの時間、力が掛ければ損傷する危険性があるのかも解明されていない。

同じニュースでは、事故の遺族も透明性の欠如を懸念していることが指摘されているほか、米国下院監視・説明責任委員会の共和党のジェームズ・カマー委員長も、深刻な懸念が依然として残っていると述べて厳しく批判するプレスリリースを発表しています。

米国内でも、飛行停止措置の解除には深刻な懸念が表明されています。沖縄県や鹿児島県など、事故原因の究明と再発防止を図られるまで飛行停止をしよう求めています。米空軍の事故調査も進行中です。

現時点で、事故原因の究明がなされていないにもかかわらず、防衛省が安全に運用を展開できるとは言えないのではありませんか。

○国務大臣(木原稔君) 今委員が御指摘いただいたその情報といえますか、関係者によるその発言というのは、私どもは承知をしております。

私どもは、カウンターパートは米国防省の中の一元的にオスブレイを関係する部署、NAVARIと聞いていますが、そこでのやり取りをしている中で、日米間の確認作業の中では、この航空機の機能を発揮させるために必要な構成品の中にお

いて、特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因であるというふうに、これが、そういったお互いにこれが認識するに至っているということでございますので、ちょっと話の前提が異なるわけですが。

したがって、事故原因が分かったので安全対策を講じる、安全対策、再発防止が講じることができるといふことでありまして、今回、事故原因が分かったということに伴って、そのプロセスの中で運用再開の準備を進めさせていただきたいと思っております。

○委員長(小野田紀美君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○伊波洋一君 はい。

全く米軍の言いなりを容認したふうにしか聞かえません。

去った日曜日の朝日には、オートバイぐらいの大きさの装置だということも報じられておりますけれども、両脇に付いていると。

主體的な判断をしなきゃいけない。方が一、何が原因でというのは分かっているけど、どうしてそれが落ちたのかというのは分かっているじゃないまま飛ばしてしまっていて、米国とは違うんですよ、日本は、今政府がやっているのは、宜野湾市は十萬の都市のまさに市街地全域の中で飛んでいまず、落ちたら下に住民がいるんですよ。そのことをしっかりと肝に銘じて、決して安易な再開はさせないよう求めて、終わりたいと思います。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

イスラエルによるガザ攻撃について伺います。今日も午前中の安保委員会を含めて質疑がされております。

死者が三万人を超えました。ラマダン、イスラム教の断食の時期を迎えてなお停戦に至らず、南部ラファへの侵攻が懸念される状況です。昨年十二月十二日の国連総会緊急特別会合では、即時の人道的停戦を求める決議を百五十三か国、国連加盟国の八割の賛成多数で採択しました。反対は米国やイスラエルなど十か国、イギリ

スやドイツなど二十三か国が棄権しましたが、日本は賛成しました。二月二十日、安保理は即時の人道的停戦を求める決議案を採決に付しましたが、米国が拒否権を行使し否決されました。理事国十五のうち日本を含む十三か国が賛成し、英国が棄権しています。

外務大臣に伺います。日本政府が二つの決議案に賛成した理由をお示しください。

○国務大臣(上川陽子君) 昨年の十二月の十三日、ニューヨーク時間でありましたが、十二日ということでありまして、ガザ情勢に関しまして、即時の人道的停戦、ヒューマンタリアンシースファアを求める国連総会決議が採択されたところでございます。

我が国は、昨年十二月初頭の戦闘再開以降、ガザ地区の人道状況が更に深刻化していた中におきまして、人道的観点から再度の戦闘休止や停戦を求める声が一層高まっていたこと、また、同決議が、決議案が、グテレス国連事務総長が国連憲章第九十九条に基づき発出した書簡を踏まえて昨年十二月九日に採決に付され、我が国も賛成票を投じて、安保理決議案と類似の内容で、投じました安保理決議案とまさに類似の内容であったこと等を総合的に判断をし、そして賛成票を投じたものでございます。

また、御質問にあります本年二月二十一日、ニューヨーク時間二十日でありまして、国連安保理におきまして、即時の人道的停戦等、人道的停戦はヒューマンタリアンシースファアということでございますが、これを求める決議案が採決に付されました。民間人の避難、保護のための十分な措置がとられないままイスラエルがラファでの軍事作戦を継続すれば、更に多くの犠牲者が発生する惨事となり、人道支援活動がますます困難になることは明らかであったところでございます。

我が国といたしましては、この人道支援活動が可能な環境をいかに確保するか、また、人質の解放につながるような人道的停戦、ヒューマンタリアンシースファアが速やかに実現をし、そして

持続可能な停戦、サステナブルシースファア、これが実現することを期待をし、こうした考え方に基づきまして、当事者に対して直ちに人道的観点から行動することを求めていたところでございます。

今申し上げた二つの決議案につきましての賛成理由ということで申し上げます。

○山添拓君 一時的な戦闘の休止を意味するポーズではなく、シースファアを繰り返すべからず、これは重要だったと思います。

昨年十月の国連総会では、人道的休戦を求める決議を棄権しておりました。また、国会で私も求めても、停戦という言葉はお使いにならなかつたわけです。その後、事態の深刻さが増し、国内外で即時停戦を求める声が高まるのを受けた態度の変更だと思っております。これは当然のことだと思っております。

この停戦決議を妨害し続けているのが米国です。日本は三月から安保理の議長国でもありますから、米国に対して停戦を求める立場に立つよう求めていくべきだと、これは強く述べておきたいと思っております。

ICJ、国際司法裁判所は一月二十六日、南アフリカが提訴したイスラエルのジェノサイド条約違反について暫定措置命令を出しました。資料をお配りしております。

ジェノサイドを防ぐあらゆる措置をとること、イスラエル軍は殺害や加害行為が行われないよう保証すること、ジェノサイドの扇動を防止し処分すること、また人道支援の提供が可能となる措置をとることなどを内容としています。

これは法的拘束力のある命令であり、大臣も誠実に履行されるべきだと談話を発表されました。現状は誠実に履行されていると言えるでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) まさに、このICJの御指摘の暫定措置命令ということでございますが、イスラエルに対しまして、ガザ地区のパレス

チナ人との関係において、ジェノサイド及びその扇動を防ぐための措置をとること、また緊急に必要とされる基本的サービス及び人道支援を供給することを可能とする措置をとることなどを命じるものと承知をしております。

国連の主要な国際司法機関でありますICJ、この暫定措置命令でございますが、当事国を法的に拘束するものでございまして、まさに誠実に履行されるべきものであると認識をしております。

その上で、暫定措置命令でございますが、命令発出日から一か月以内にこの命令を実施するため、に講じた全ての措置をICJに報告するよう命じている内容でございます。イスラエルはこの報告をICJに提出したとされているところでござい

ますが、その内容につきましてはICJもイスラエルも公表をしていないと承知をしておりますのでございます。

いずれにいたしましても、イスラエルの行動がジェノサイドに当たるか、これにつきましてはICJのまさに本案であり、今後審理される事柄でございまして、我が国といたしましては、このICJにおきましての審理、これを注視してまいりたいと考えております。

○山添拓君 いや、その報告は暫定措置命令の内容の一つなんです。ですから、履行状況として報告が出されたというだけでは今履行されているとは言えないと思うんですね。

ジェノサイドを防ぐ努力がされているのか、軍としてもそういう対応を取っているのか、この状況についての政府としての認識をお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(上川陽子君) まさに、今、このイスラエルの行動、まさに暫定措置命令においてどのような行動を取っているのかということについては、これは様々な観点からしっかりと取り組まなければならないところでございますが、ガザ地区の状況を、一刻一刻と変化をしている状況でございます。連日のように無辜の民間の方々、特に子供たち、また女性たち、また高齢の皆様方が

亡くなられているという状況でございますので、こうした危機的な状況については深刻に憂慮をされている状況でございます。

○山添拓君 つまり、深刻な憂慮をしなければならぬ状況は誰がもたらしたのかということだと思っております。ですから、誠実な履行など形成されていらないと思えますよ。

ジェノサイド条約というのはホロコーストをきつかけに制定されました。ですから、イスラエルの存立に関わります。

ネタニヤフ首相は、ジェノサイドの嫌疑は偽りであるだけでなく言語道断などと述べています。これはイスラエルも応訴し、反論もした裁判です。その中でジェノサイドの蓋然性が認められ、暫定措置命令が出された。ですから、国際社会の局面が変わったと言わなければならないと思えます。

私は、この今日の事態を昨年十月七日のハマスの奇襲からの説明するのは間違いだと思えます。もちろん、ハマスの無差別攻撃や民間人の連行は許されません。しかし、それ以前の歴史を無視して語ることもまた許されるものではありません。

一九四七年、国連総会でパレスチナ分割案が採択され、翌年、イスラエルが建国されました。六七年、東エルサレム、ヨルダン川西岸、ガザ地区が占領され、二〇〇七年にはガザ地区の完全封鎖が始まりました。

辻清人副大臣に伺います。イスラエル建国以後、国連でイスラエルによるパレスチナの占領、入植、封鎖、攻撃などを国際法違反と指摘した決議は何件あるでしょうか。

○副大臣(辻清人君) 山添委員にお答えします。イスラエル建国以降、国連で採択された全ての決議の中で議員御指摘の要素を含む決議を網羅的にお答えすることは、正直言って困難です。

しかし、例えば、二〇一六年には、イスラエルによる入植地建設は国際法上の明白な違反であり、二国家解決及び公正で永続的かつ包括的な和

平の達成に対する主要な障害であることを再確認する安保理決議が採択されています。

また、国連総会においては、二〇二一年、イスラエルがエルサレムに自国の法律管轄権、行政権を押し付けるために取つたいかなる行動も違法かつ無効であり、いかなる効力も持たないという決意を改めて表明し、イスラエルに対し、そのような違法かつ一方的な措置を全て直ちに中止するよう求める決議が採択されています。

○山添拓君 今、網羅的に述べることは困難と言われた。そのぐらい、数え切れないぐらいあるということですよ。そして、繰り返し指摘をされてきたわけですよ。

副大臣は二月二十八日、イスラエル南部クファールアザをオハナ議長と視察された際、ハマスの攻撃を野蛮なテロとした上で、日本とイスラエルはテロを阻止するという大義に取り組んでいく、日本はイスラエルとその大義を支持すると述べられました。在日イスラエル大使館の公式Xが投稿した動画で拡散されました。

先ほど副大臣が答弁された歴史を踏まえて、また今日ガザでおびただしい犠牲が生じている中で、イスラエルによる攻撃が大義があるというのが外務省のお立場なんですか。

○副大臣(辻清人君) お答えします。我が国としては、イスラエルがハマスの攻撃を受けて、国際法に基づいて自国及び自国民を守る権利を有すると認識しています。同時に、全ての行動は国際法に基づいて行わなければならない、いかなる場合においても国際人道法の基本的な規範は守らなければならないと考えています。

例えば、子供を含む民間人を無差別に無用に巻き込む攻撃は、国際人道法の基本的な原則に反するものであり、正当化できません。我が国として、イスラエルに対しては、人質の即時解放並びに一刻も早い現地の人道状況の改善及び人道支援活動が可能な環境の確保のため、先ほどからもお話がありました安保理決議第二七一二号、二七二〇号に基づき誠実に行動することを改めて私から

もイスラエルに対しては強く求め、また人道支援活動、先ほどからお話にながっているヒューマンタリアンシースファアを可能な環境を確保していくように、私からも人道的な見地からさきのイスラエル訪問に際しては訴えた次第でございます。

○山添拓君 いや、お答えになっていない。大義があるとおっしゃっていると。それは撤回されるべきじゃないですか。

○副大臣(辻清人君) 私がここで申し上げている大義というのは、自国を国際法上自衛する権利、そして人質を解放するということを講ずという話をさせていたいただきました。

○山添拓君 ICJの暫定措置命令の後の話なんですよ。大臣、これは同じ認識ですか。大義という言葉を使得って支持することができませんか。

○國務大臣(上川陽子君) 日本の一貫した主張でございますが、今副大臣が発言したとおり、このハマス等によりますテロ攻撃は断固として非難をすべきものであり、またイスラエルはこのテロ攻撃を受けて、国際法に基づきまして自国及び自国民を守る役割を有すると、こうした日本の一貫した立場、これを踏まえて行ってきたものと私自身は認識をしております。

○山添拓君 いや、それはやはり改められるべきだと思いますよ。

我が党は、パレスチナ問題については三つの原則を主張してきました。イスラエルが全ての占領地から撤退すること、パレスチナに独立国家樹立を含む自決権を完全に保障すること、パレスチナ、イスラエル双方が互いの存在を認め、共存を図ること、この二国家解決は国連や政府の立場でもあると思います。ですから、一方的にイスラエル側が大義を認めることは到底できないと思うんですね。

国連によりますと、二月末時点、ガザでは人口の四分の一、五十七万六千人が飢餓の一手手前、ガザ北部カマルアドワン病院では、数日間であらうとも十五人の子供が栄養失調と脱水症状で死亡

したと報じられています。二月二十九日には、北部ガザ市でイスラエル軍が支援物資を求める人たちに発砲し、百四人が亡くなり、七百六十人が負傷したといわれています。これはイスラエル軍も実弾で発砲したことを認めています。

大臣は、今日も議論になりましたが、UNRWA、国連パレスチナ難民救済事業機関への資金拠出の再開について、国連の調査を見て検討することになっていきます。しかし、その間、支援が滞ることになれば、より多くの命が奪われることになりかねない。それでいいんですか。

○國務大臣(上川陽子君) このUNRWA職員への疑惑については、極めて憂慮をしております。また、UNRWAがパレスチナ難民支援におきまして、この間、大変不可欠な役割を担っている、そのUNRWA自身が信頼を取り戻し本来の役割を果たすことができるよう、ガバナンスの強化を含めまして適切な対応について強く求めてきているところでございます。

今、UNRWAへの拠出再開について直ちに、そうしたお話しもございましたけれども、我が国といたしましては、今も、停止してから、国連、またUNRWA自身の機関とも、また関係国とも緊密にコミュニケーションを取りつつ、まずは国連の調査、また第三者による検証、これの積極的な協力をしている状況でございます。その進捗を踏まえて対応を検討してまいりたいと考えております。

ただ、ガザ地区の情勢は極めて深刻な情勢であるということについては、全く思いを同じくしている国々とも連携をしているところであります。その意味では、今、最も食料また医療等を早期に届ける、またガザ地区の人々一人一人に届けるということが重要であると考えてまして、調査結果、これを持つことなく、補正予算、令和五年度の補正予算とは別に、新たに三千二百万ドルの緊急無償資金協力の実施、これを決定したところでございます。

これは、世界の食糧計画を通じた食料の供与、

世界保健機関、WHOを通じた医薬品の提供、国連児童基金を通じた衛生用品の配布等を行うものでございまして、目的は今のガザの深刻な状況の危機をしっかりと対応していくということの中で、ガザ地区を含めましたパレスチナ人の人道支援、これについて積極的に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○山添拓君 資金拠出は直ちに再開すべきだと重ねて述べたいと思います。

こうした下で、日本とイスラエルとの間に看過できない問題があります。

安保三文書に基づく大軍拡七本柱の一つ、総額一兆円を投じる無人アセット防衛能力の強化において、イスラエル製ドローンの導入が計画されています。

資料の三枚目を御覧ください。
二種類ありますが、多用途無人機はIAI社のヘロンマークII、小型無人攻撃機は同じくIAI社のポテムI、ポイントブランク、Uビジョン社のヒーロー120、そしてエルビット・システムズ社のスカイストライカー。これ、七機中五機がイスラエル製が選ばれています。

防衛省に伺います。なぜ、イスラエル製の武器を選んだのでしょうか。

○政府参考人(久澤洋君) お答えいたします。

防衛力整備計画においては、多用途UAV及び小型攻撃用UAVを整備することとしており、実機を用いた実証に係る契約を七件締結しておりますが、そのうち五件において、実証に用いられる実機がイスラエル製となっております。

これらはいずれも実証で求める機能、性能を満たす機体でございますし、いずれも一般競争入札を経て、競争性を担保し、最低価格で入札した企業と契約を締結したものでございます。

○山添拓君 落札価格一円のものもあるようですから、確かに安いんですね。

ただ、性能を満たすものというお話でした。小型攻撃用ドローンの入札に当たって防衛省が示したスペックは、例えば、航続距離五キロ、二十キ

ロ、百キロ、そして距離が長いほど爆弾の威力も強いものをという要求性能だったと伺っております。事実でしょうか。そして、これらはいずれも自爆型のドローンだと、これも事実でしょうか。

○政府参考人(久澤洋君) 御指摘の二件につきましては、本年一月二十四日、小型攻撃用UAV I型回転翼型の概念実証業務委託及び小型攻撃用UAV I型固定翼の概念実証業務委託の二件の契約でございます。今般、防衛装備庁と株式会社海外物産との間で一円で契約を締結しているものでございます。

こちらにつきましては、海外物産がその一円という低価格で入札いたしております。それにつきましては、私どもは、会計法令に基づき必要な調査を実施し、要求する内容に適合した履行をなし得ると判断した上で契約を締結したものでございます。防衛省といたしましては、引き続き、会計法令のつとりに適正な契約事務の実施に努めてまいります。

○山添拓君 入札に応じた企業の中にはイスラエル以外の国のものもあったようなんです。しかし、あえてイスラエル製が複数選ばれております。しかも、この入札は、入札を経た契約は、いずれも今年一月末から二月にかけて行われております。つまり、ICJの暫定措置命令に前後して行われている。

そして、今後、三月中旬に、今年度予算ですから、三月中旬に実証実験の、実証の結果を報告を受けていくということも伺っています。現地でイスラエルの会社が実証し、その結果を防衛省に報告するということですか。この三月に実証するということはです。ガザで実証に導入して、その結果を報告してくるということが考えられるんじゃないですか。

○政府参考人(久澤洋君) 私どもは、現時点において、そのような実証実験を行われるということを確認しておりません。

○山添拓君 これはやめるべきだと思うんです

よ。

ここに挙げましたエルビット・システムズは、伊藤忠商事の一〇〇％子会社、伊藤忠アビエーションと日本エヤークラフトサプライが相互協力のための戦略的協力覚書を結んでいたイスラエルの軍事大手です。

昨年十二月、パレスチナを生きる人々を想う学生若者有志の会がこの契約破棄を求める署名を呼びかけて、一月足らずのうちに二万五千人近くが署名に応じ、抗議の声も広がりました。

伊藤忠商事は二月五日、二月末でこの契約を打ち切ると発表しています。そして、その理由として、ICJがジェノサイド防止の暫定措置命令を出し、外務大臣がその誠実な履行を求めたことを踏まえて契約を打ち切る判断をしたんだと言っているんですね。

防衛大臣に伺います。

伊藤忠はそういう対応をしたと。日本政府はイスラエル企業の攻撃型ドローンの導入を続けるんですか。やめるべきじゃありませんか。

○国務大臣(木原稔君) 一般的に、防衛装備品の取得に当たっては、我が国の安全保障環境を踏まえて、その要求性能であるとか、あるいは経費であるとか、維持整備など様々な要素を勘案した上で、我が国の今後の防衛に必要な装備品を総合的に検討するというものであります。御指摘の多用途UAV及び小型攻撃用UAVについても、今申し上げた様々な要素を勘案して今後決定していくものであり、現時点で特定の国の装備品の取得を、これを予断するものではないと思っております。

○山添拓君 いや、これはやめるべきだと思います。私は、そもそも専守防衛の下で攻撃用ドローンの導入そのものが問題だと考えますが、しかし、ICJでジェノサイドが指摘されるタイミングでイスラエル製兵器の導入を決め、イスラエルの軍需産業を支える、これは絶対にやってはならないと思います。導入の中止を強く求めて、質問を終わります。

○委員長(小野田紀美君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)
- 一、平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに関する請願(第三八七号)(第三八八号)(第三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)

第三〇六号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 横浜市 児島豊子 外五千八百六十八名

紹介議員 井上 哲士君

賃金は上がらないのに物価高騰で貧困と格差が更に広がる中、気象災害が深刻化するなど国民の暮らしは疲弊している。抜本対策が求められているにもかかわらず、岸田政権はその願いに背を向け敵基地攻撃能力の保有と軍事費四十三兆円など軍事優先の戦争国家づくりへ暴走している。今こそ持続可能な社会へ、軍事ではなく第九条を始め日本国憲法に基づき暮らし・福祉・教育優先、平和とジェンダー平等の政治こそ求められる。

については、次の事項について実現を図られたい。
一、沖縄・辺野古新基地建設を中止し、敵基地攻撃能力を持つ兵器購入や全国の自衛隊基地強化、オスプレイの全国配備や超低空飛行をやめること。軍事費二倍化を中止し、削減するこ

と。

第三〇七号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 神奈川県平塚市 柳瀬麗子 外五

千八百六十八名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三〇八号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 神奈川県平塚市 渡辺みどり 外

五千八百六十八名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三〇九号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 神奈川県平塚市 芳賀かつ子 外

五千八百六十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三一〇号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 神奈川県平塚市 伊藤松子 外五

千八百六十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三一一号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 神奈川県平塚市 山形陽子 外五

千八百六十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三一二号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 神奈川県平塚市 秋葉幸子 外五

千八百六十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三一三号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 横浜市 恩田久子 外五千八百六

十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三一四号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 横浜市 島貫恒子 外五千八百六

十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三一五号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 横浜市 村上直子 外五千八百六

十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三一六号 令和六年二月二十六日受理

辺野古新基地建設の中止及び軍事費の削減に関する請願

請願者 横浜市 下田愛子 外五千八百六

十七名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三八七号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 青森県弘前市 下山昌平 外七千

四百八十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三八八号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 青森県南津軽郡大鰐町 大川正人

外七千四百八十三名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三八九号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 岩手県滝沢市 鈴木久美子 外七

千四百八十三名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三九〇号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 岩手県花巻市 伊藤豊 外七千四

百八十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三九一号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 岩手県滝沢市 高橋健 外七千四

百八十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三九二号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 岩手県滝沢市 高橋智恵子 外七

千四百八十三名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三九三号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 岩手県岩手郡雫石町 小坂恵利子

外七千四百八十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三九四号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 岩手県一関市 本庄和彦 外七千

四百八十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三九五号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

請願者 岩手県北上市 新沼美穂 外七千

四百八十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第三九六号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに
関する請願

関する請願

請願者

岩手県奥州市 今野琴子 外七千
四百八十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三九七号 令和六年二月二十九日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに

関する請願

請願者

岩手県奥州市 及川志保 外七千
四百八十三名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。